【職員用】

平成２９年度

佐賀市の教育

佐賀市教育委員会

目　　次

第１編　市教委の概要　Ｐ２

市勢概要		Ｐ　４
１　教育委員会		Ｐ　５
	（１）教育委員の構成	Ｐ　５
	（２）教育委員会とは	Ｐ　６
	（３）教育委員会事務局の組織・事務分掌	Ｐ　８
	（４）教育委員会所属・職名別職員	Ｐ１５
２　教育財政		Ｐ１６
	（１）平成２９年度　一般会計予算（当初）	Ｐ１６
	（２）平成２９年度　教育予算（当初）	Ｐ１７
	（３）平成２９年度　教育費予算性質別内訳	Ｐ１７
３　佐賀市教育振興基本計画―第三次佐賀市教育基本計画―		Ｐ１８
	（１）佐賀市教育振興基本計画の「基本目標」「基本方針」	Ｐ１８
	（２）佐賀市教育振興基本計画の「施策の展開」	Ｐ１９
	（３）佐賀市教育振興基本計画の「成果指標」	Ｐ２０
	（４）実施計画編（施策体系）	Ｐ２３
	（５）重点事業［今後３年間に重点的に取り組む事業］	Ｐ２４
４　教育総務課の具体的事業（事務事業）		Ｐ３１
５　学校教育課の具体的事業（事務事業）		Ｐ３４
６　学事課の具体的事業（事務事業）		Ｐ４２
７　社会教育課の具体的事業（事務事業）		Ｐ４５
８　文化振興課の具体的事業（事務事業）		Ｐ５０
９　図書館の具体的事業（事務事業）		Ｐ５３
１０　スポーツ振興課の具体的事業（事務事業）		Ｐ５５

第２編　資料編　Ｐ６０

第３編　各課の事務事業ごとの取り組み実績　Ｐ１１０

第１編

市教委の概要

市勢概要

佐賀市は、平成１７年１０月１日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併して誕生しました。

さらに平成１９年１０月１日には、川副町、東与賀町及び久保田町と合併し、人口 241,361 人（平成 17 年国勢調査）、面積 431.84 平方キロメートルの市となっております。［平成２２年国勢調査　人口：237,506 人、世帯数：90,435 世帯］

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した“幕末維新期の佐賀”の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる“有明海”など素晴らしい環境に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、スキー場、また沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなりました。

今後も、市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている『豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち　さが』の実現を目指してまいります。

山ろく部の山林や清流
（雄淵雌淵）

肥前国庁跡南門

長崎街道（旧古賀銀行）

筑後川昇開橋

やまびこの湯

有明佐賀空港

有明海の夕景
（干潟よか公園）

香椎神社（境内の四脚門は、県の重要文化財）

市章　《平成１８年４月１日　制定》

佐賀市の頭文字である「S」をモチーフに、人と人とのふれあいをイメージし、二つの円は、はじき出る個性とはぐくみ成長する英知を表しています。

また、青色は空を、緑色は大地を表し、佐賀の豊かな自然を表現しています。

1　教育委員会

（1）教育委員の構成

 岸川委員長	 伊東委員	 片岡委員
 山口委員	 田口委員	 東島教育長

役職名	氏名	職業	委員就任年月日	委員現任期
委員長	岸川正人	会社役員	H21. 11. 5	H25. 11. 5 H29. 11. 4
委員 （委員長職務代理者）	伊東健児	元会社役員	H24. 11. 5	H28. 11. 4 H32. 11. 4
委員	片岡優里	弁護士	H28. 11. 5	H28. 11. 5 H32. 11. 4
委員	山口美恵	保護者	H26. 11. 5	H26. 11. 5 H30. 11. 4
委員	田口香津子	短大副学長	H27. 11. 5	H27. 11. 5 H31. 11. 4
教育長	東島正明	公務員	H21. 11. 5	H25. 11. 5 H29. 11. 4

＊委員任期４年・委員長任期１年で再任されることができる。

（２）教育委員会とは

①　教育委員会とは

教育委員会は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）等に設置される行政委員会の一つで、合議制の執行機関です。

◇　教育委員会は、６人（条例の改正により平成２０年１１月５日から１名増の６名）の非常勤の教育委員をもって組織されます。

◇　これらレイマン（一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、「教育の」専門家ではない）である教育委員の合議により大所高所から基本方針を決定し、その方針の決定を受け、教育行政の専門家としての教育長が、事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっています。

［教育委員］

◇任命　教育委員は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命します。

◇任期　委員の任期は任命の日から起算して４年ですが、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。また、委員は再任されることもできます。

［教育委員長］

◇任　　期　教育委員長の任期は１年で、教育長を除く教育委員の中から、１ 名が互選により選ばれます。

◇職　　務　委員長は教育委員会の会議を招集し、かつ主宰し、教育委員会を代表するものとされています。

◇職務代理者　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、教育委員会があらかじめ指定する委員が委員長の職務を代行することができます。

②　教育委員会の会議

教育委員会は、会議において教育行政に関する基本方針を決定します。

会議は、

◇委員長が招集

◇委員長を含めて委員の半数以上の出席が必要

◇出席委員の過半数で議決　（可否同数の場合は委員長が決する）

［会議の原則公開］

会議は原則公開することとされています。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができます。

［会議の日程］

教育委員会は月に１回、原則的に第４火曜日に定例会を開催しています。

また、必要に応じて臨時会を開催することができます。

③　教育長の選任や解任及び教育委員会事務局のしくみ

［教育長］

◇任命

教育長は、委員長を除く教育委員の中から教育委員会によって任命されます。教育長は、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局を指揮監督する立場にある極めて重要な職員であることから、教育行政の専門家、すなわち、教育に関し専門的見識を有するとともに、行政的にも練達した者であることが、要請されます。

◇任期

教育長は、教育委員会の委員の職にあることを前提として任用されるため、教育長の職にも委員の任期が適用され、その任期は最長４年となります。

◇教育長の職務

教育委員会で決定した事務の執行は、教育長が行います。また、教育委員会から委任され、又は臨時に代理させられた事務を処理します。

教育長は、教育委員会の全ての会議に出席して、専門的立場から助言等を行うこととされています。また、教育長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督することとされています。

［教育委員会の事務局］

教育委員会の具体的な事務処理は、教育長の指揮監督のもと事務局が行います。

事務局の内部組織は、各教育委員会規則により定められていますが、指導主事、社会教育主事、事務職員、技術職員等の所要の職員をおくこととされています。これらの職員は、教育委員会が任命します。

※新教育長制度に伴う経過措置

（１）現教育長の任期

施行日（平成２７年４月１日）において、在職している教育長（現教育長）については、施行日以降も教育委員としての任期が満了（佐賀市においては、平成２９年１１月４日）等までは、在職できる。

（２）現教育委員長の任期

現教育委員長は、現教育長の教育委員としての任期が満了（佐賀市においては、平成２９年１１月４日）等するまでは、在職できる。経過措置期間中に教育委員長の任期が満了する場合、これまでと同じ手続きを行う。

（３）経過措置期間における新教育長制度について

経過措置期間中においては、新教育長制度は適用されない。

（３）教育委員会事務局の組織・事務分掌

①　組織

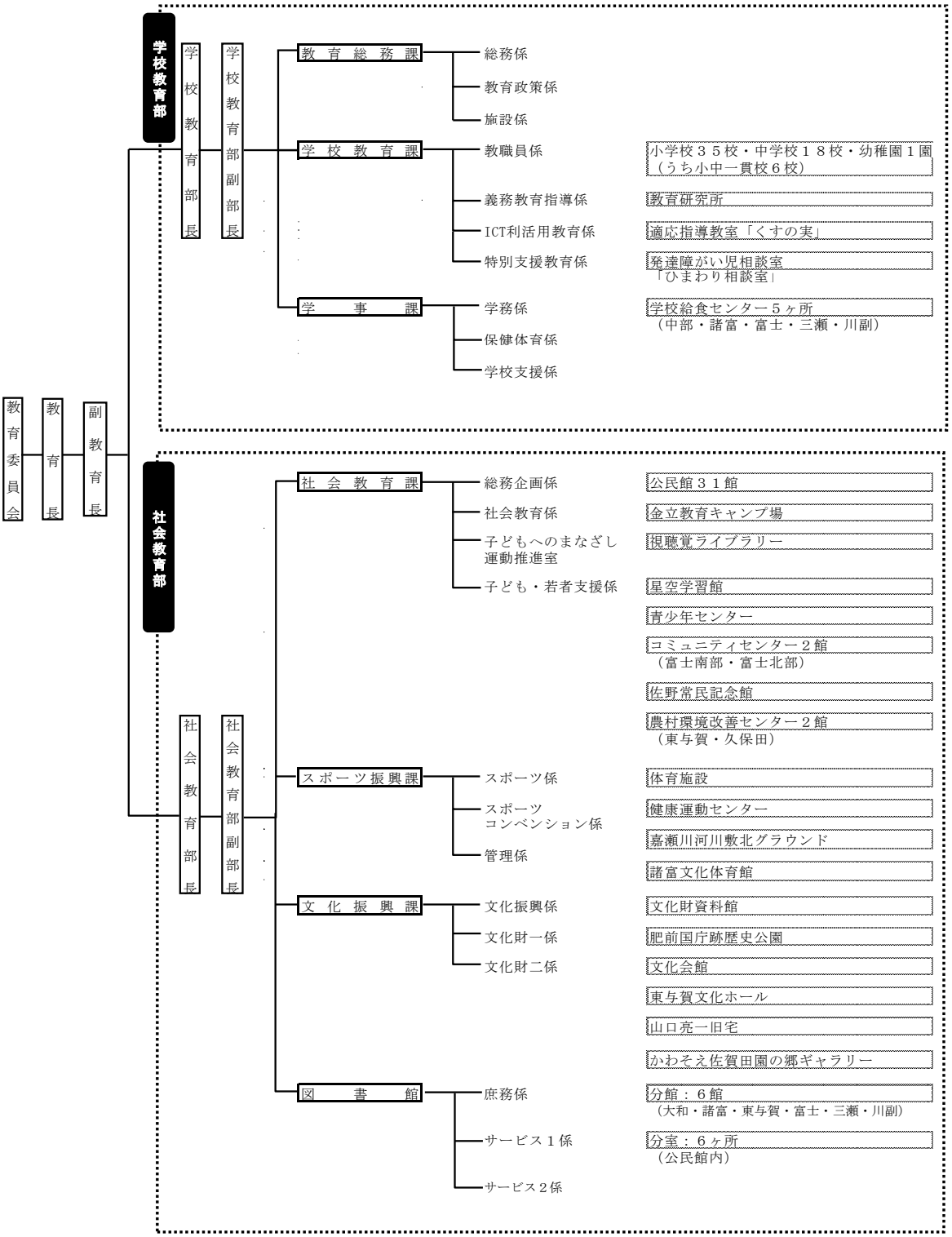

② 事務分掌

部	課	事務分掌
学校教育部	教育総務課	(1) 教育委員会内事務の連絡調整に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 教育委員会の公印に関すること。 (4) 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。 (5) 教育に係る総合的政策推進及び調整に関すること。 (6) 学校の設置及び統廃合に関すること。 (7) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。 (8) 職員の研修に関すること。 (9) 職員の厚生、福利及び公務災害補償に関すること。 (10) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の措置に関すること。 (11) 職員団体に関すること。 (12) 教育長会等に関すること。 (13) 教育行政相談に関すること。 (14) 学校教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (15) 教育財産の管理及び整備計画に関すること。 (16) 教育施設の設置、管理及び廃止の調整に関すること。 (17) 奨学金制度に関すること。 (18) 高校生への通学費補助に関すること。
	学校教育課	(1) 教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。 (2) 教職員の給与及び共済に関すること。 (3) 教員の免許の手続に関すること。 (4) 教職員の調査、統計及び報告に関すること。 (5) 学校運営に関すること。 (6) 学校の組織編成、学級経営、教科指導、生徒指導、進路指導その他学校教育指導に関すること。 (7) 教科書その他教材に関すること。 (8) 校長、教員その他教育関係職員の研修に関すること。 (9) 学校人権・同和教育に関すること。 (10) 教育相談に関すること。 (11) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。 (12) 学校図書館に関すること。 (13) 不登校児童生徒に関すること。 (14) 特別支援教育に関すること。 (15) 教育研究所に関すること。 (16) 学校の情報化に関すること。 (17) 市立幼稚園の管理及び運営に関すること。

部	課	事務分掌
学校教育部	学事課	(1)　生徒及び児童の就学に関すること。 (2)　就学援助及び就学奨励に関すること。 (3)　学級編制に関すること。 (4)　通学区域制度に関すること。 (5)　学校運営支援に関すること。 (6)　学校の文書管理に関すること。 (7)　学校の教材、備品等に関すること。 (8)　学校予算の執行に関すること。 (9)　学校経理事務に関すること。 (10)　学校施設の維持管理に関すること。 (11)　学校の保健体育に関すること。 (12)　学校環境の衛生管理に関すること。 (13)　児童生徒の安全及び学校安全教育に関すること。 (14)　児童、生徒等の災害共済給付に関すること。 (15)　学校給食の運営及び指導に関すること。 (16)　学校給食センターに関すること。 (17)　通学路に関すること。 (18)　児童生徒への通学費補助に関すること。

部	課	事務分掌
社会教育部	社会教育課	(1)　社会教育委員に関すること。 (2)　社会教育及び生涯学習に係る総合的な方針の策定及び推進に関すること。 (3)　社会教育施設等の設置、管理運営及び廃止に関すること。 (4)　社会教育及び生涯学習に係る企画、立案、調査等に関すること。 (5)　社会教育関係団体等との連絡及び調整に関すること。 (6)　公民館の指導及び支援に関すること。 (7)　教育キャンプ場に関すること。 (8)　視聴覚ライブラリーに関すること。 (9)　コミュニティセンターに関すること。 (10)　星空学習館に関すること。 (11)　青少年教育の企画、活動及び啓発に関すること。 (12)　青少年の健全育成に関すること。 (13)　青少年諸団体及び関係機関団体との連絡に関すること。 (14)　青少年に係る地域との連携に関すること。 (15)　市民総参加子ども育成運動の推進等に関すること。 (16)　家庭教育に関すること。 (17)　成人式に関すること。 (18)　青少年センターに関すること。 (19)　佐野常民記念館に関すること。 (20)　農村環境改善センターに関すること。
	スポーツ振興課	(1)　スポーツ・レクリレーションの推進に関すること。 (2)　社会体育行事等の開催及び援助に関すること。 (3)　社会体育団体との連絡調整に関すること。 (4)　社会体育に係る課外クラブ活動に関すること。 (5)　スポーツ推進委員に関すること。 (6)　スポーツ推進審議会に関すること。 (7)　その他社会体育の指導及び振興に関すること。 (8)　スポーツ大会、合宿等の誘致及び支援に関すること。 (9)　学校体育施設の開放に関すること。 (10)　社会体育施設等に関すること。
	文化振興課	(1)　文化財の指定及び管理に関すること。 (2)　文化財の調査保護及び保存活用に関すること。 (3)　文化財保護審議会に関すること。 (4)　文化財愛護意識の普及及び啓発に関すること。 (5)　芸術文化の振興に関すること。 (6)　文化会館に関すること。 (7)　肥前国庁跡歴史公園に関すること。 (8)　東与賀文化ホールに関すること。

部	課	事務分掌
社会教育部	図書館	(1)　図書館資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (2)　図書館資料の利用に関すること。 (3)　図書館資料の相互貸借に関すること。 (4)　分館及び分室に関すること。 (5)　自動車図書館に関すること。 (6)　学校図書館の支援に関すること。 (7)　前各号に掲げるもののほか、図書館サービスに関すること。 (8)　図書館の広報に関すること。 (9)　図書館協議会に関すること。 (10)　図書館の施設等の管理及び運営に関すること。

※佐賀市教育委員会組織規則（平成２９年４月１日施行）

教育機関等	設置目的・業務内容等
佐賀市立小学校	学校教育法第 38 条の規定に基づき、本市に小学校を設置する。 ［佐賀市立小学校設置条例］
佐賀市立中学校	学校教育法第 49 条の規定に基づき、本市に中学校を設置する。 ［佐賀市立中学校設置条例］
佐賀市立幼稚園	学校教育法第２条の規定に基づき、本市に幼稚園を設置する。 ◇１園：本庄幼稚園 ［佐賀市立幼稚園条例］
佐賀市教育研究所	教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び市立学校職員の研修等を行う。 ［佐賀市教育研究所条例］
佐賀市学校給食センター	佐賀市教育委員会が指定する学校において実施される学校給食に関し、食用物資の調達、調理、輸送その他必要な業務を行う。 ［佐賀市学校給食センター設置条例］
佐賀市立公民館	社会教育法の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。 ◇中央公民館 ◇旧佐賀市：１９館 ◇旧諸富町：　１館 ◇旧大和町：　３館 ◇旧富士町：　１館 ◇旧三瀬村：　１館 ◇旧川副町：　４館 ◇旧東与賀町：１館 ◇旧久保田町：１館 ［佐賀市公民館条例］
コミュニティーセンター	潤いのある住みよい地域社会を形成するため、本市にコミュニティセンターを設置する。 ◇佐賀市立富士南部コミュニティセンター ◇佐賀市立富士北部コミュニティセンター ［佐賀市コミュニティセンター条例］
佐野常民記念館	佐野常民の遺徳を顕彰するとともに、市民が次世代教育、ボランティア活動、生涯学習、地域交流活動等の体験学習を通して博愛精神を学び、その普及を図る拠点施設として、佐野常民記念館を設置する。 ［佐賀市佐野常民記念館条例］

教育機関等	設置目的・業務内容等
金立教育キャンプ場	地方自治法の規定に基づき、少年を自然に親しませ、その健全育成を図るため、教育キャンプ場を設置する。 ［佐賀市立教育キャンプ場条例］
視聴覚ライブラリー	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３０条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーを設置する。 ［佐賀市視聴覚ライブラリー設置条例］
青少年センター	地方自治法の規定に基づき、青少年に学習と憩いの場を与え、心身ともに健全な青少年を育成するため、本市に青少年センターを設置する。 ［佐賀市青少年センター条例］
農村環境改善センター	農村地域における生活環境の整備、健康の維持増進及び文化の向上を図ることを目的として、佐賀市農村環境改善センターを設置する。 ◇佐賀市東与賀農村環境改善センター ◇佐賀市久保田農村環境改善センター ［佐賀市農村環境改善センター条例］
佐賀市立図書館	市民の教育及び文化の発展に寄与するため、図書館法第１０条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。 ◇佐賀市立図書館（本館） ◇分館（大和館、諸富館、東与賀館、富士館、三瀬館、川副館） ◇分室（開成、金立、鍋島、高木瀬、本庄、巨勢） ［佐賀市立図書館条例］
肥前国庁跡歴史公園	地方自治法の規定に基づき、公共の福祉の増進並びに文化的遺産の保存及び活用に資するため、本市に公園を設置する。 ［肥前国庁跡歴史公園条例］
文化施設	芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため、本市に文化会館及び市民会館を設置する。 ［佐賀市文化会館条例］
東与賀文化ホール	地域住民の文化の向上と福祉の増進を図るため、本市に文化ホールを設置する。 ［佐賀市立東与賀文化ホール条例］

（４）教育委員会所属・職名別職員

平成29年4月1日現在

		職員	職員（技術）	事務員	調理員	教諭	指導主事	計
事務局部		111	6	16	22	6	8	169
事務局		111	6	0	4	0	8	129
学校教育部	教育総務課	10	4				1	15
学校教育部	学校教育課	10					7	17
学校教育部	学事課	20	1		4			25
社会教育部	社会教育課	21						21
社会教育部	文化振興課	17	1					18
社会教育部	図書館	21						21
社会教育部	スポーツ振興課	12						12
学校		0	0	16	18	6	0	40
小学校				8	18			26
中学校				8				8
幼稚園						6		6
諸富学校給食センター（再掲）		2			4			6
富士学校給食センター（再掲）		2						2
中部学校給食センター（再掲）		2	1					3

２　教育財政

（１）平成２９年度　一般会計予算（当初）

【歳入】　歳入総額：941億円　（単位　百万円）

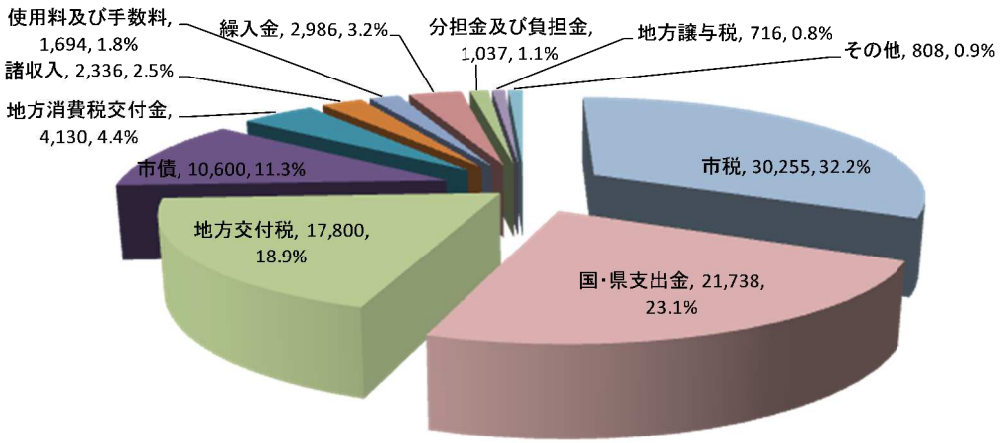

【歳出】　歳出総額：941億円　（単位　百万円）

≪款別≫

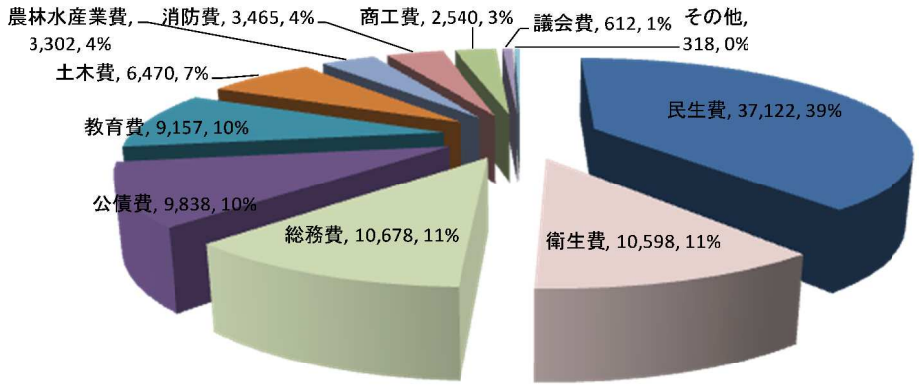

≪性質別≫

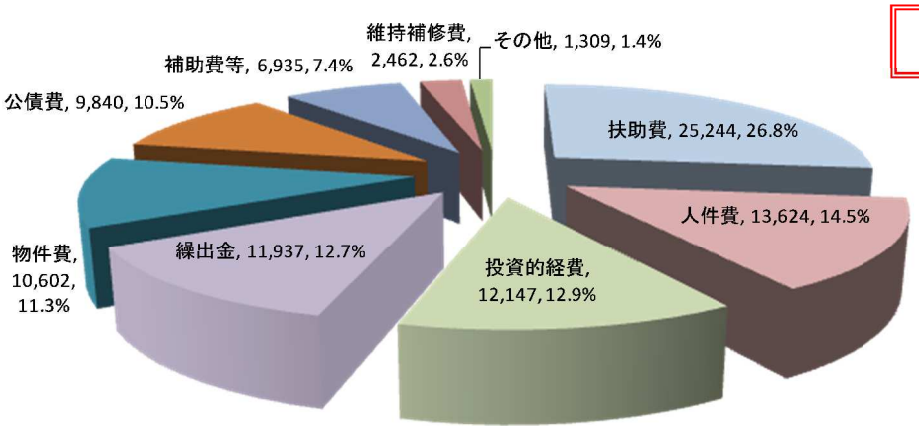

（２）平成２９年度　教育予算（当初）　≪教育費総額：91 億 57 百万円≫

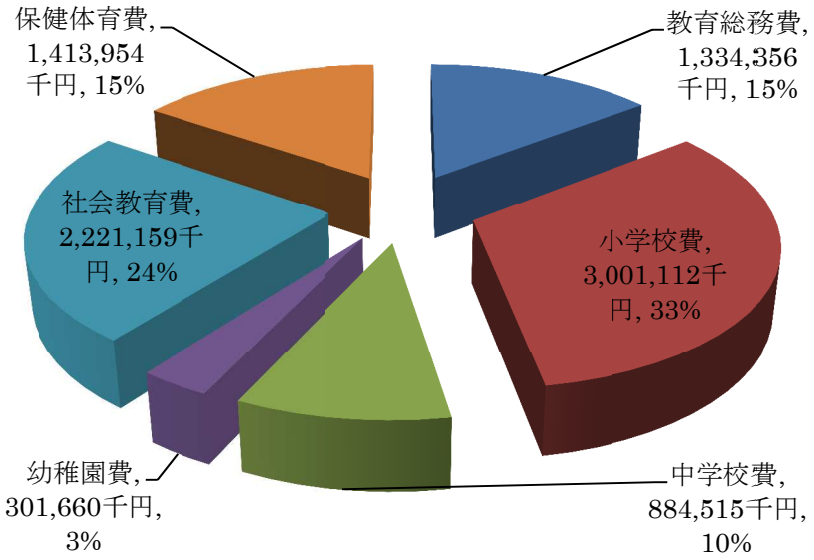

（３）平成２９年度　教育費予算性質別内訳

（単位：千円）

項名	予算額	消費的経費						投資的経費	積立金
		人件費	物件費	維持補修費	補助費等	扶助費	小計	普通建設事業費	
教育総務費	1,334,356千円	883,472	399,406			51,478	1,334,356	0	
小学校費	3,001,112千円	198,085	623,076	37,300	142,135	9,251	1,009,847	1,991,265	
中学校費	884,515千円	74,362	302,279	17,500	108,581	3,046	505,768	378,747	
幼稚園費	301,660千円	37,429	14,873		77,321	172,037	301,660		
社会教育費	2,221,159千円	701,492	649,531	18,950		57,197	1,427,170	793,989	
保健体育費	1,413,954千円	134,170	1,023,032	20,063		92,864	1,270,129	143,821	4
総計	9,156,756千円	2,029,010	3,012,197	93,813	328,037	385,873	5,848,930	3,307,822	4

３　佐賀市教育振興基本計画―第三次佐賀市教育基本計画―

佐賀市教育委員会では、これまで国の動きと並行して、佐賀市ならではの教育施策を進めていくためには、０歳から義務教育修了時の１５歳までの「子どもの育ち」を念頭に入れた中期的な視点で教育の方向性を定める必要があるとの認識のもと、平成 18 年３月、初めての中期計画である「佐賀市教育基本計画」を策定しました。その後、平成 23 年４月、第二次佐賀市教育基本計画を策定して、将来を展望した教育施策を総合的に推進してきました。

平成２６年度で第二次佐賀市教育基本計画が最終年度となることから、これまで実施した様々な成果と課題を検証した上で、上位計画である第２次佐賀市総合計画を踏まえながら、佐賀市の教育行政の基本的な方向性を示す**「佐賀市教育振興基本計画－第三次佐賀市教育基本計画－」**を策定し、今後５年間の取組を推進していきます。

（１）佐賀市教育振興基本計画の「基本目標」「基本方針」

基本目標	ふるさと「さが」を協働でつくる個性と創造性に富む人づくり
基本方針	◇教育・学習の縦軸をつなぐ ◇教育・学習の横軸をつなぐ

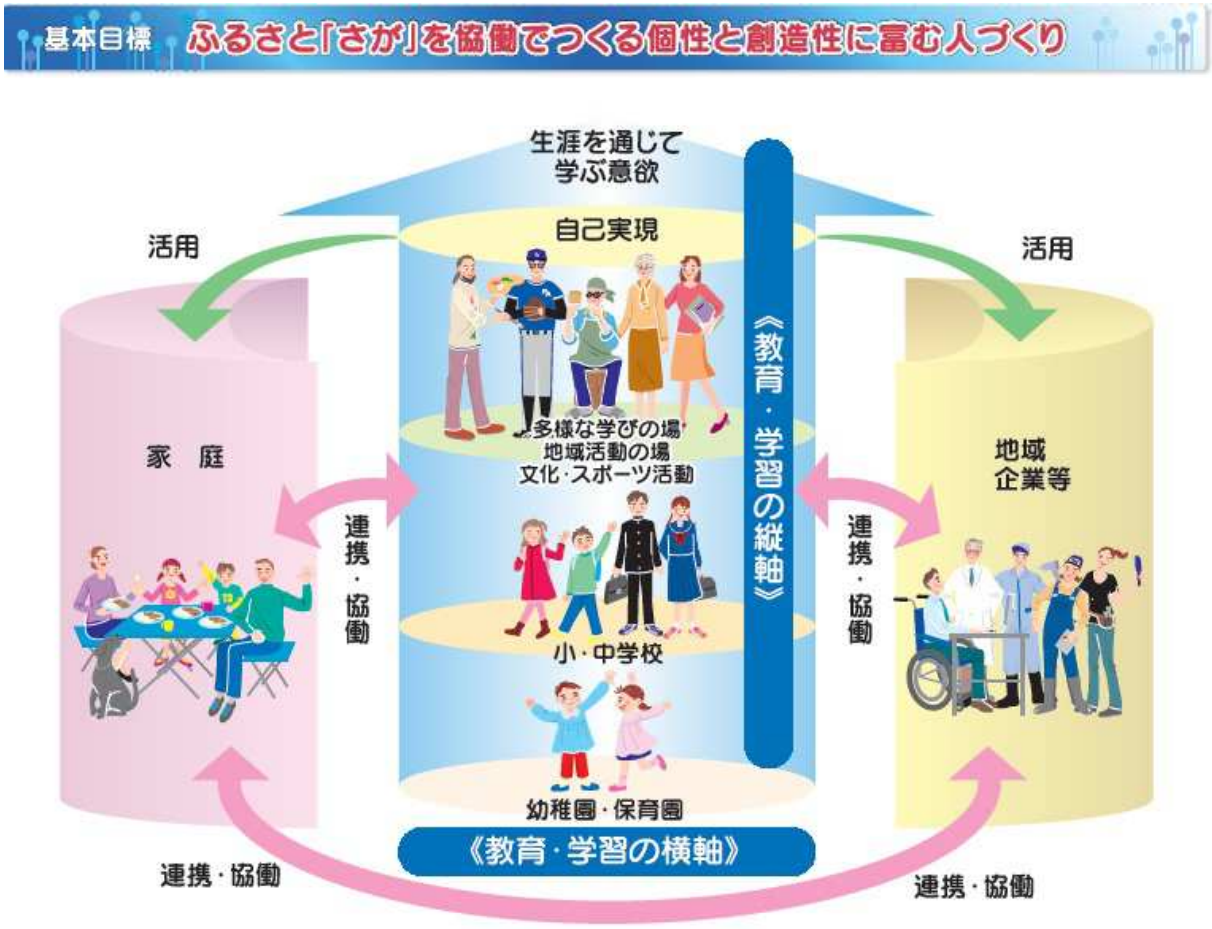

（２）佐賀市教育振興基本計画の「施策の展開」

佐賀市教育委員会では、基本目標に掲げる『ふるさと「さが」を協働でつくる個性と創造性に富む人づくり』を実現するため、「教育・学習の縦軸をつなぐ」、「教育・学習の横軸をつなぐ」という２つの基本方針を設定し、その基本方針を達成するために６項目の「施策」を掲げ、体系的に施策を展開していくことにより、基本目標の実現を図ります。

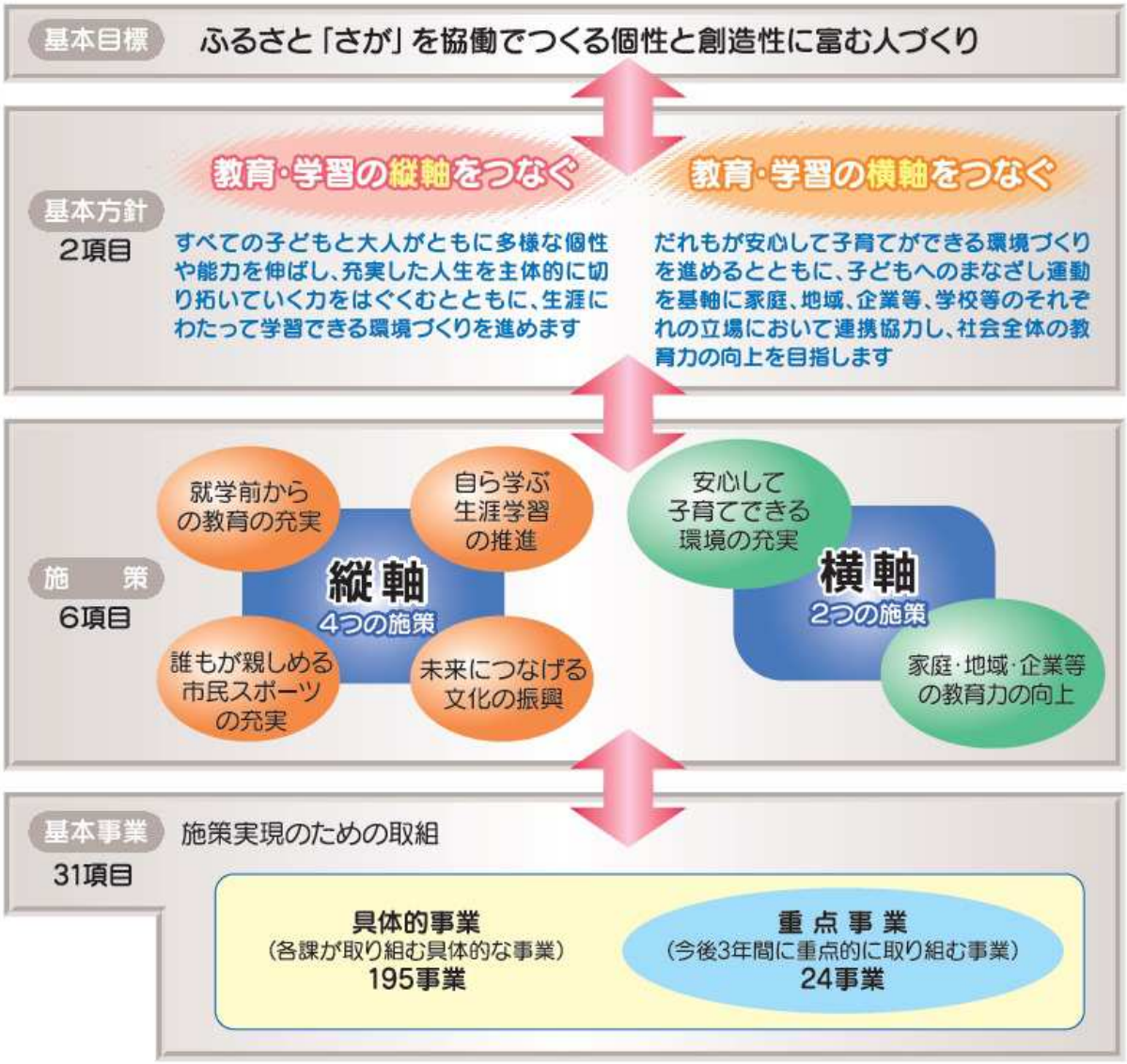

（３）佐賀市教育振興基本計画の「成果指標」

施策１　就学前からの教育の充実

成果指標	調査方法	単位	基準値（H25）	目標値（H31）
園児が楽しく幼稚園・保育所（園）に通っていると感じている市民の割合	総合計画市民意向調査	%	94.6	94.8
幼稚園・保育所（園）から小学校へ円滑に接続できたと思う小学１年生の学級の割合	保育幼稚園課「学校アンケート調査」	%	96.0	96.5
児童生徒が楽しく小・中学校に通っていると感じている市民の割合	総合計画市民意向調査	%	84.3	86.0
子どもたちは小学校から中学校へ不安よりも期待を持って進学していると思う保護者の割合	教育政策市民満足度調査（保護者）	%	68.5	72.0
生徒（中学２年段階）の学力水準（県平均を 1.00）とした場合の対県比）	佐賀県中学校学習状況調査の実施結果	－	0.99	1.01
不登校児童生徒の全体に占める割合	学校教育課調べ	%	1.24	1.17

市民意向調査及び教育政策市民満足度調査の場合の基準値は、平成 25 年度実績値（平成 26 年度調査）

施策２　自ら学ぶ生涯学習の推進

成果指標	調査方法	単位	基準値（H25）	目標値（H31）
仕事や学校以外で、何らかの知識や技術を身に付けるための取組をしている市民の割合	総合計画市民意向調査	%	33.4	42.4
市立公民館及び生涯学習センターの年度利用者数	社会教育課調べ	人	705,469	730,000
現在、生涯学習（自分の生活や能力を高めるための、学習やスポーツ、文化活動[趣味・教養を含む]、ボランティア活動等）を行っている市民の割合	教育政策市民満足度調査(一般)	%	22.2	40.0
生涯学習を行っている市民のうち、学習の成果を活かした活動を行っている市民の割合	教育政策市民満足度調査(一般)	%	42.4	60.0
市立図書館のサービス（分館等含む）が充実していると思う市民の割合	教育政策市民満足度調査(一般)	%	60.5	65.0

市民意向調査及び教育政策市民満足度調査の場合の基準値は、平成 25 年度実績値（平成 26 年度調査）

施策３　誰もが親しめる市民スポーツの充実

成果指標	調査方法	単位	基準値（H25）	目標値（H31）
日常的に（週１回以上）運動・スポーツをしている市民の割合	総合計画市民意向調査	%	48.5	54.5

市民意向調査及び教育政策市民満足度調査の場合の基準値は、平成 25 年度実績値（平成 26 年度調査）

施策４　未来につなげる文化の振興

成果指標	調査方法	単位	基準値（H25）	目標値（H31）
市内で開催された歴史関連のイベントや活動に参加又は自ら取り組んだ市民の割合	総合計画市民意向調査	%	17.4	20.5
市内で開催された文化芸術関連のイベントや活動に参加又は自ら取り組んだ市民の割合	総合計画市民意向調査	%	45.1	54.0
市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思う市民の割合	教育政策市民満足度調査（一般）	%	45.9	52.0
文化・芸術に触れる機会が充実していると思う市民の割合	教育政策市民満足度調査（一般）	%	39.4	45.0

市民意向調査及び教育政策市民満足度調査の場合の基準値は、平成 25 年度実績値（平成 26 年度調査）

施策５　安心して子育てできる環境の充実

成果指標	調査方法	単位	基準値（H25）	目標値（H31）
子育てに大きな不安や負担を感じている市民の割合	総合計画市民意向調査	%	54.6	46.0
合計特殊出生率	厚生労働省「人口動態統計」	人	1.56	1.66
佐賀市は子育てしやすいまちだと感じる市民の割合	教育政策市民満足度調査（市民）	%	80.6	84.3

市民意向調査及び教育政策市民満足度調査の場合の基準値は、平成 25 年度実績値（平成 26 年度調査）

施策６　家庭・地域・企業等の教育力の向上

成果指標	調査方法	単位	基準値（H25）	目標値（H31）
地域の行事や活動に参加している家庭の割合	総合計画市民意向調査	%	37.0	46.6
「子どもへのまなざし運動」の市民の認知度	総合計画市民意向調査	%	34.0	43.0
犯罪・触法少年数が市内の小学生から20歳未満の数に占める割合	佐賀警察署及び諸富警察署の統計データ	%	0.60	0.54
「子どもへのまなざし運動」を意識して、子どもと関わるようになったと回答する市民の割合	教育政策市民満足度調査（一般）	%	35.4	45.0

市民意向調査及び教育政策市民満足度調査の場合の基準値は、平成25年度実績値（平成26年度調査）

（４）実施計画編（施策体系）

基本目標	基本方針	施　策	基本事業［施策実現のための取組］
ふるさと「さが」を協働でつくる個性と創造性に富む人づくり	教育・学習の縦軸をつなぐ	**1　就学前からの教育の充実** 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、家庭と幼稚園・保育所（園）の連携を深め、健やかに育つ環境づくりを目指し、保育・教育内容の充実を図ります。 また、小・中学校では、中学校修了時までに身に付けさせたい力を、「佐賀市の目指す子ども像」として示し、ふるさとを誇りに思い愛着を持つ心情、基礎学力、倫理観・社会常識を身に付ける教育を充実します。	1 幼児教育の充実 2 学力の向上と学習指導の充実 3 豊かな心の育成 4 健やかな体の育成 5 幼・保、小、中の連携 6 いじめ、不登校等の対策の充実 7 特別支援教育の充実 8 特色ある学校づくりの推進 9 地域とともにある学校づくりの推進 10 教職員の資質・能力の向上・活性化 11 公平な教育機会の確保 12 安全な学校給食の提供と食育の充実 13 安全・安心な学校づくりの推進
		2　自ら学ぶ生涯学習の推進 市民一人一人が生涯学習に取り組むことで、生きがいづくりや自己啓発を図るとともに、個人の学習の成果を地域のまちづくりや様々な課題の解決に活かせるよう、地域と行政が連携した講座を充実し、市民のニーズに応えられる生涯学習の実現に取り組みます。	1 社会教育施設の整備と活用 2 公民館等の役割・機能の向上 3 図書館利用の推進
		3　誰もが親しめる市民スポーツの充実 市民のライフステージに応じた健康・体力づくりを進めるため、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境づくりに取り組みます。 また、少年スポーツ活動において、適切な指導ができる指導者を育成します。	1 生涯スポーツの推進 2 競技スポーツの推進 3 スポーツ施設の整備と活用
		4　未来につなげる文化の振興 貴重な歴史遺産や伝統芸能を適切に保存・継承するとともに、積極的に情報発信し、活用を図ります。 また、文化芸術に関しては、佐賀市民芸術祭を充実、発展させることで、文化芸術に触れる機会や発表の場を提供し、地元で活動する芸術家の発掘や支援につなげます。	1 歴史遺産等の保存・継承と整備・活用 2 市民文化活動の創造 3 文化施設の運営・整備
	教育・学習の横軸をつなぐ	**5　安心して子育てできる環境の充実** 子育てに関し不安や悩みを持ち、負担を感じる家庭に対して、相談体制の充実を図るとともに、子育て支援策の情報提供や地域での交流の場づくりを進めるなど、子育てに関する不安や生活における悩みを解消するための取組を推進します。	1 子育てと仕事の両立のための支援 2 困難を抱える子どもや家庭への支援 3 子育て環境の充実・情報発信 4 相談体制の充実
		6　家庭・地域・企業等の教育力の向上 家庭、地域、企業等、学校等そして行政が一体となって子どもへのまなざし運動を推進し、すべての市民が子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会の構築を目指します。 また、次代を担う子どもや若者の健全育成を推進するために、ニート、引きこもり、少年犯罪などの問題に対して、関係機関との連携による取組の強化を図ります。	1 子どもへのまなざし運動の推進 2 子ども・若者への支援、問題行動対策の強化 3 子ども・若者育成事業の推進 4 家庭教育への支援の充実 5 地域ぐるみでの教育活動の推進

教育委員会活動全般に関する取組

（５）重点事業[今後３年間に重点的に取り組む事業]

佐賀市教育委員会では、具体的事業の中から、今後３年間で重点的に推進する「重点事業」を設定します。

この重点事業は、事業を定期的にチェックし進捗管理を行うとともに、外部委員（第三者委員）による施策の達成状況の評価を行ってもらうことにより、佐賀市教育振興基本計画ー第三次佐賀市教育基本計画ーの進捗管理を行います。

施策１　就学前からの教育の充実

重点事業名	ＩＣＴ教育の環境整備及び利活用の推進		
事業内容	小・中学校の各教室に電子黒板、デジタル教科書等のＩＣＴ教育環境を整備し、ＩＣＴ利活用教育を推進します。また、継続的な研修を通して教師のＩＣＴ利活用能力の向上を図るとともに、モデル校における学習者用端末を活用した実証研究の成果を生かし、各学校での有効なＩＣＴ利活用教育につなげます。 さらに、児童生徒のＩＣＴ活用力の向上と国際的視点などの広い視野を身に付けるために、インターネットを通じて風土や言語の異なる国内外の小・中学校と交流する機会を作ります。		
担当課	学校教育課	基本事業	２　学力の向上と学習指導の充実

重点事業名	ふるさと学習の推進		
事業内容	佐賀市を学ぶふるさと学習を支援するために、子どもたちに豊かな自然や文化的・歴史的遺産を体験できる機会を提供することにより、佐賀を愛し佐賀を誇りに思う心をはぐくみます。また、郷土の先人の生き方を学ぶことにより努力の大切さを知り、たくましく生きる子どもを育てます。		
担当課	学校教育課	基本事業	３　豊かな心の育成

重点事業名	いじめ、不登校対策の推進		
事業内容	いじめ等の学校生活における人間関係の悩みや、心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因により不登校や別室登校になった児童生徒について、家庭、学校、地域、関係機関が連携し、個別や小集団での相談・指導・支援に取り組み、学校・学級復帰を目指します。さらに、佐賀市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・対策・解決の取組とともに、問題行動やトラブル等、教育現場における様々な問題に対し、専門チームによる相談体制や組織的取組の充実を図り、的確かつきめ細かに対応します。		
担当課	学校教育課	基本事業	６　いじめ、不登校等の対策の充実

重点事業名	**特別支援教育の推進**		
事業内容	発達障がいを含む、障がいのある児童生徒のために、保護者や学校からの相談に応じたり、生活指導員や特別支援学級支援員を配置したりするなど、教育的ニーズにあった支援を行います。また、学校環境のユニバーサルデザイン化を促進していきます。		
担当課	学校教育課	基本事業	7　特別支援教育の充実

重点事業名	**学校給食施設整備事業**		
事業内容	安全な学校給食を提供するため、国が定める学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステムの導入や空調設置など給食実施に必要な施設・設備について、全体の整備計画を作成し、順次衛生面での改善を図ります。		
担当課	学事課	基本事業	12　安全な学校給食の提供と食育の充実

重点事業名	**学校施設の耐震化**		
事業内容	学校施設の耐震化及び老朽化対策として、新佐賀市学校施設整備計画に基づき、校舎の耐震補強改修工事等を行います。 また、屋内運動場等の天井材等（非構造部材）の落下防止対策を必要とする施設について改修工事を行います。		
担当課	教育総務課	基本事業	13　安全・安心な学校づくりの推進

重点事業名	**小・中学校空調設備設置事業**		
事業内容	小・中学校の普通教室及び特別支援教室に空調設備を設置していきます。 新佐賀市学校施設整備計画に基づく改修予定の小・中学校については、計画にあわせて設置し、それ以外の小・中学校は、順次平成３０年度末までに設置します。		
担当課	教育総務課	基本事業	13　安全・安心な学校づくりの推進

施策２　自ら学ぶ生涯学習の推進

重点事業名	公民館等の整備事業		
事業内容	第二次佐賀市立公民館等施設整備計画に基づき、社会教育や地域活動の拠点である公民館等を計画的に整備します。 ◇松梅公民館の整備（前計画） ◇久保泉公民館の改築 ◇若楠公民館の改築 ◇久保田農村環境改善センターの改修 ◇大詫間公民館の改築		
担当課	社会教育課	基本事業	１　社会教育施設の整備と活用

重点事業名	地域課題解決推進事業		
事業内容	公民館等での講座などを通して、地域活動を行う各種団体や個人に対して、コミュニティ形成の気運を高めたり、コミュニティ活動の活性化を支援します。 また、地域課題を解決するための知識や手法等について学ぶ機会を通して、課題の解決に取り組む力の学習を支援します。		
担当課	協働推進課	基本事業	２　公民館等の役割・機能の向上

重点事業名	地域づくりの拠点となる公民館の運営体制の課題解決		
事業内容	地域を拠点とする社会教育施設は、公民館、コミュニティセンター、生涯学習センターなど市町村合併の状況を引き継いでいます。この運営体制の課題を解決するために、各施設を公民館に統一する方針を示しました。 この方針の実現を図るため、公民館における地域住民の学習拠点としてだけでなく、地域活動の拠点という役割や機能の向上を目指します。		
担当課	社会教育課	基本事業	２　公民館等の役割・機能の向上

重点事業名	図書館運営の充実		
事業内容	地域の情報拠点、生涯学習の拠点、市民の交流の場となることを目的に、誰もが利用しやすい図書館を目指し、サービスの向上に努めることにより、貸出点数等の増加を図ります。また、市民が図書館サービスについて満足を実感できるよう充実に努めます。		
担当課	図書館	基本事業	３　図書館利用の推進

施策３　誰もが親しめる市民スポーツの充実

重点事業名	市民のスポーツ参画の推進		
事業内容	市民が、運動やスポーツに取り組むきっかけづくりとして、年齢や性別、体力、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの教室（普及活動）を定期的に開催するとともに、継続的なスポーツ活動の実践を図るため、市民の嗜好にあったスポーツ・運動の初心者向け教室を開催します。 また、地域におけるスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブのみならずスポーツ推進委員や校区体協、まちづくり協議会と連携していきます。 さらに、誰もが気軽に楽しめるスポーツとして県が推進するスポーツのユニバーサルデザイン化に取り組むため、関係機関との連携、協働を図ります。		
担当課	スポーツ振興課	基本事業	１　生涯スポーツの推進

重点事業名	さが桜マラソン開催事業		
事業内容	佐賀新聞社、佐賀陸上競技協会、佐賀県、佐賀市、神埼市の五者主催で、さが桜マラソンを開催します。沿線住民及び事業所に対して十分な周知・協力依頼を行い、広報等による市民の機運醸成、ボランティアの確保や参加者及び来訪者の心に残る大会とするためのおもてなしを行います。 また、さが桜マラソンに、市内外から多くの方が、する（ランナー）、みる（応援）、ささえる（ボランティア）活動に参画しており、それぞれのスタイルで今後さらに多くの市民が大会に関われるよう、教室やイベント開催等の支援に取り組みます。		
担当課	スポーツ振興課	基本事業	１　生涯スポーツの推進

重点事業名	スポーツ指導者等の資質向上		
事業内容	子どものスポーツに関わる指導者や保護者を対象に、ジュニア期におけるスポーツのあり方やスポーツ栄養学、スポーツ障害、メンタルトレーニング等の知識が得られる内容とともに、勝敗だけにこだわらずスポーツの楽しさを教えることを意識づけるための研修会を開催します。 また、最新の理論と技術を持つトップレベルの指導者を講師に迎え、高度な指導方法や指導に関する最新の情報を習得するための講習会を開催します。		
担当課	スポーツ振興課	基本事業	２　競技スポーツの推進

重点事業名	スポーツ合宿の誘致		
事業内容	全国レベルの団体を招いて、トップレベルの技術を間近で観戦し、選手・指導者向けの実技指導、講演会等の交流事業を行い、市民のスポーツへの関心を高めます。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の事前キャンプをはじめ、国内外からのスポーツキャンプ、スポーツ合宿を積極的に誘致し、それによるスポーツツーリズムやスポーツによる地域活性化を図ります。		
担当課	スポーツ振興課	基本事業	２　競技スポーツの推進

施策４　未来につなげる文化の振興

重点事業名	東名（ひがしみょう）遺跡の国史跡指定と利活用の推進		
事業内容	東名遺跡の重要性を明らかにし、充実した成果の公表を目的とした再整理事業を実施し、国史跡指定の資料となる総括報告書の作成を行います。 国史跡指定後は保存管理計画等を作成し、遺跡の適切な保存を図ります。また、活用面では、小学校への出前授業、体験学習、シンポジウム等を継続して実施します。		
担当課	文化振興課	基本事業	１　歴史遺産等の保存・継承と整備・活用

重点事業名	世界遺産登録推進事業		
事業内容	史跡三重津海軍所跡の調査を進めるとともに、史跡整備に向けた構想を策定し、「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」の世界遺産登録を推進します。また、市民に対しての情報発信や来訪者対策を進めていきます。		
担当課	文化振興課	基本事業	１　歴史遺産等の保存・継承と整備・活用

重点事業名	佐賀市民芸術祭開催事業		
事業内容	日頃、文化芸術に親しむ機会の少ない市民に気軽に文化芸術を楽しんでもらうとともに、国内外で活躍する佐賀ゆかりのアーティストを広く紹介することを目的として佐賀市民芸術祭を開催します。また、文化芸術関連のイベントを開催する市内の団体と協力して、相互にイベントの情報発信を行います。		
担当課	文化振興課	基本事業	２　市民文化活動の創造

施策５　安心して子育てできる環境の充実

重点事業名	保育所等の待機児童の解消		
事業内容	平成２７年度からの子ども・子育て支援新制度に向け、保育の提供体制及び必要量を確保するため策定した佐賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、国が目指す平成２９年度末までの待機児童の解消を目指して各施策に取り組みます。		
担当課	保育幼稚園課	基本事業	１　子育てと仕事の両立のための支援

重点事業名	放課後児童クラブ拡充事業		
事業内容	佐賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブ事業の拡充を図ります。具体的には、小学校４年生以上を受け入れるための施設整備（児童クラブ室の確保）と放課後児童クラブの質の向上（支援員・指導員の確保及び質の向上等）に取り組みます。		
担当課	子育て総務課	基本事業	１　子育てと仕事の両立のための支援

重点事業名	病児・病後児保育施設の整備		
事業内容	ぞうさん保育室（橋野こどもクリニック）の受入定員を４人/日から８人/日に拡張することで、現在受入れができていない隔離が必要な急性期感染症の児童の預かりを可能とし、保護者のニーズに対応します。 また、現在２か所で実施している当該保育事業のうち、平成２６年度中に１か所が閉鎖されることに伴い、市南部地区における新規の病児・病後児保育施設の整備を図ります。		
担当課	子育て総務課	基本事業	１　子育てと仕事の両立のための支援

※平成２７年度事業終了

重点事業名	児童虐待防止の推進		
事業内容	佐賀市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関のネットワークを強化するとともに、子どもの権利擁護及び児童虐待防止に向けた効果的な事業を実施します。定期的に学校・保育所（園）・幼稚園からの情報収集を行い、要保護児童の見守りを行うとともに、関係機関や市民を対象とした講座や子どもへの暴力防止ワークショップなどを実施します。		
担当課	こども家庭課	基本事業	困難を抱える子どもや家庭への支援

施策６　家庭・地域・企業等の教育力の向上

重点事業名	子どもへのまなざし運動の推進（周知・啓発・具体的取組）		
事業内容	運動の全市的な周知・啓発を継続する「広める事業」、各地域、学校、企業等で取り組んでいる活動の情報発信を行う「紹介する事業」、地域や各種団体の優良事例の表彰や発表の場を設定することで、全市的な意識の高揚を図る「ほめる事業」の３つの事業を柱として展開し、運動を推進していきます。 また、４つの場（家庭・地域・企業等・学校等）が連携して、一体となって取り組めるよう、地域の各種団体や企業、事務所、小・中学校等へ働きかけ、運動への参画と実践を促し、社会全体で取り組む気運を高めていきます。		
担当課	社会教育課	基本事業	１　子どもへのまなざし運動の推進

重点事業名	青少年センター移転整備事業		
事業内容	青少年センターを旧マルキョウ跡に移転し、青少年教育施策の拠点・青少年の居場所・困難を有する青少年等の支援拠点・青少年関係社会教育団体の活動拠点・青少年の街頭指導及び青少年等からの相談業務などの拠点として整備することにより、青少年教育施策の推進を図ります。		
担当課	社会教育課	基本事業	３　子ども・若者育成事業の推進

４　教育総務課の具体的事業（事務事業）

施策１	就学前からの教育の充実	
基本事業	具体的事業	内容
２　学力の向上と学習指導の充実	目指す子ども像達成推進	義務教育９年間の学びを通して、「ふるさとを誇りに思い愛着をもつ心情」「基礎学力」「倫理観・社会常識」（佐賀市の目指す子ども像）を身に付けた子どもを育成するため、各学校の教育課程に位置づけ、重点的に指導を行います。
５　幼・保、小、中の連携	小中一貫教育の研究	現在、小中一貫校として６校を指定して、小中一貫教育を実践しています。 ・校舎一体型　芙蓉校、北山校 ・校舎隣接型　思斉館、松梅校、三瀬校 ・中学校区型　富士校 また、平成１９年度から市内全中学校区で、小中連携教育を各学校の教育課程に位置づけており、今後も９年間を見通した小中一貫教育の研究・実践を行っていきます。
８　特色ある学校づくりの推進	特色ある学校運営推進事業	学校と教育委員会が協働して、小中一貫（連携）教育や、コミュニティ・スクールに関わる学校運営のあり方を探り、特色ある学校運営を行うことを目的として、応募のあった学校を対象として実施します。
	生徒会活性化事業	佐賀市教科等研究会特別活動部会との協働で、生徒会リーダー研修会を開催し、子どものリーダー性を伸ばすとともに、生徒会が自分たちで企画・立案・実行する中学校パワーアッププラン事業を行い、生徒会活動・中学校の活性化を図ります。
	早稲田・佐賀 21 世紀子どもプロジェクト	早稲田大学との連携により、２１世紀の日本を担う人材の育成を図ります。 市内在住の中学生を対象とした出前講座や大隈重信をテーマにしたスピーチコンテスト等を開催することにより、子どもたちが大隈重信やふるさと佐賀への理解を深め、郷土の良さを見直す機会を提供します。また、教職員講座を開催し、教職員の資質向上を図ります。
９　地域とともにある学校づくりの推進	コミュニティ・スクール推進事業	保護者や地域住民が学校運営に参画できるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に取り組み、学習支援や校内及び地域の美化活動など、学校と地域が一体となった活動を行います。
11　公平な教育機会の確保	高等学校生徒通学費補助事業	通学が困難な地域に居住する子どもが高等学校に通学するために要するバス代等の一部を助成します。

		平成２４年度から佐賀県が新たに高額通学費負担者への制度を設けたため、市では県制度と従来制度との差額を助成します。
13　安全・安心な学校づくりの推進	学校施設の耐震化	学校施設の耐震化及び老朽化対策として新佐賀市学校施設整備計画に基づき、校舎の耐震補強改修工事等を行います。 また、屋内運動場等の天井材等（非構造部材）の落下防止対策を必要とする施設について改修工事を行います。
	小・中学校施設改修事業	小・中学校施設について、子どもや教職員及び地域住民など施設利用者が安全で安心かつ快適に利用できるよう、改修、改善を行います。
	小・中学校空調設備設置事業	小・中学校の普通教室、特別支援教室及び特別教室に空調設備を設置していきます。

施策６	家庭・地域・企業等の教育力の向上	
基本事業	具体的事業	内容
３　子ども・若者育成事業の推進	発明クラブ運営事業	創造性豊かな子どもを育成するため、佐賀商工会議所や市内企業と連携し、公益社団法人発明協会と共催で運営しています。 小学４年生から中学３年生までの子どもたちが、年間３０回程度それぞれのアイデアを活かしたものづくりに取り組んでいます。
５　地域ぐるみでの教育活動の推進	学校開放事業	子どもの健全育成の推進と健康で明るく豊かな市民生活の形成に資することができるよう、次の取組を行い学校施設の有効活用を推進しています。 (1)土日の小学校グラウンド開放 子どもの安全な遊び場や地域住民の活動の場として、土日のいずれか１日を開放しています。 (2)特別教室等の開放 学校教育に支障の無い範囲で特別教室等を開放しています。 ※学校体育施設（体育館・運動場）の有効活用は、施策３に記載しています。

教育委員会活動全般に関する取組	
具体的事業	内容
教育委員会評価制度	教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するため　に、評価委員会を設置し、教育委員会による自己評価に加え、評価委員会による第三者評価を行い、事業の継続的な改善を図っています（平成１９年度事業実施分から毎年度実施）。 また、教育政策市民満足度調査結果を施策に反映させることで、市民の意見を反映した教育施策を推進していきます。
教育委員会マネジメント事業	教育委員会が、教育行政のリーダーシップをとるための体制づくりを行います。また、教育行政への理解と関心を高めるために教育情報の提供の充実を図っていきます。
学校ミーティング開催事業	教育長と教育現場職員の対話の機会をつくり、教育現場職員の意見を広く求め、学校と教育委員会の相互理解を深めて今後の教育施策に反映することを目的とした学校ミーティング（教育長を囲む会）を開催しています。
教育委員会の情報発信の充実	教育委員会での活動の状況をホームページに掲載するとともに、教育委員会だよりを発行し、情報を発信します。
幼稚園・保育所、学校、公民館の情報発信の充実	⑴幼稚園・保育所、学校広報の充実 小・中学校、幼稚園・保育所が実施している取組を幅広く市民に伝えるために、ホームページや市報等の媒体を活用して、学校広報を充実します。 ⑵学校・公民館等のホームページの充実 学校・公民館等で公開しているホームページを、情報の発信の場としてより効果的に運用し、魅力あるホームページを作成することにより利用者増につなげます。
教育委員会危機管理対策	災害や安全管理に関する危機管理体制等を取りまとめた、佐賀市教育委員会災害対応・安全管理マニュアルに基づき、教育委員会全体の危機管理対策を推進します。

５　学校教育課の具体的事業（事務事業）

施策１	就学前からの教育の充実	
基本事業	具体的事業	内容
２　学力の向上と学習指導の充実	目指す子ども像達成推進	※教育総務課にて計上
	到達度等調査研究事業	子どもたちの学校への適応状況及び学習した内容の到達度や定着度を把握します。併せて個に応じた適切な指導を行い、学校の指導方法の改善・充実に活かすことを目的として、小・中学校の各段階において各種調査を行います。
	研究指定校委嘱事業	計画的に学校への研究委嘱を行い、教育の今日的課題の解決に向けた取組を行い、公開することで全市的な指導力の向上を図ります。
	英語指導助手派遣事業（ＡＬＴの活用推進）	中学生の英会話能力向上のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を中学校に配置しています。また、小学校においても、コミュニケーション能力の素地を養うために、小学校５・６年生の全クラスに配置しています。
	ＩＣＴ教育の環境整備及び利活用推進事業	授業での児童生徒の興味、集中力を高め学力向上を図るとともに、教師の授業準備に係る負担を軽減するために、小・中学校の普通教室及び特別支援学級、特別教室に電子黒板を整備しています。 また、小学校２校、中学校２校をモデル校とし、特別支援学級にタブレットパソコンを導入して教育効果を検証するなど、有効なＩＣＴ利活用教育の実践につなげます。
	エネルギー教育支援事業	日常生活や産業活動等の基盤となるエネルギーについて、社会、経済、政治、科学技術等の様々な観点から理解を深めます。
	小・中学校教育用情報機器整備事業	情報社会に対応する児童生徒を育成するため、コンピュータに関する知識と操作能力の習得や、各教科教育の支援となるよう、教育用コンピュータを整備、更新します。
	小・中学校児童生徒用図書整備	小・中学校の図書館蔵書をデータベース化するとともに、市立図書館とのネットワークを構築し、学校間及び市立図書館の図書資源の共同利用化を推進します。これにより、学校図書館の児童生徒用の図書整備を進め、読書指導の活性化はもとより、各学校の教育課程の多様な展開に寄与します。 さらに、児童生徒が自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応する能力を育てるため、学習情報センターとしての機能充実を目指します。

	放課後等補充学習の実施	中学校において、学習内容や学習習慣の定着が十分に図られていない生徒のため、地域の人材等を活用し、放課後や長期休業中に補充学習を行うことにより、基礎学力の定着と学習習慣の確立を図ります。
	教科書の選定及び教職員用教科書等の整備	４年ごとの小・中学校の教科書改訂に伴い、教科書の選定を行うとともに、教職員用の教科書等を購入します。
	インターネットを利用した授業交流	児童生徒がＩＣＴ利活用力を向上させ、広い国際的視野を身に付けるため、インターネットを通じて、風土や言語の異なる国内外の学校と交流する機会をつくります。
	土曜授業の実施	土曜日を活用して「学校週５日制」の趣旨を生かしつつ、更なる教育活動の充実を図るため、平成２８年度から実施し、平成２９年度は６月、７月、９月、10 月、１２月の第１土曜日に半日の授業等を実施します。
３　豊かな心の育成	いのちの教育の推進	毎月１日の「いじめ・いのちを考える日」の取組をはじめ、各学校において、いのちの教育の充実を図ります。 また、健康教育の一環として生活習慣病やがんに関する学習を推進します。
	ふるさと学習支援事業	佐賀市の豊かな自然、貴重な歴史と文化、市民の役に立つ公共施設を学ぶための見学・体験活動を推進・支援し、子どもたちにふるさと「さが」を愛する心を育みます。
	学校人権・同和教育推進事業	各学校では、人権･同和教育の充実に向けて年間計画を作成し、授業研究会や校内における研修会を行います。 また、毎年、管理職対象の研修会や全教職員対象の研修会を行うとともに、指導員を派遣して、学校における人権･同和教育の充実を支援します。
	郷土学習資料の活用	平成２８年度に改訂した「さがの人物探検９９+you」を活用し、先人たちの業績や人柄について学ぶことで、郷土を誇りに思う子どもの育成を図ります。
	環境教育の推進 （主管：環境政策課）	各小・中学校において作成した、環境にやさしい学校づくりをめざす学校マネジメントシステム（佐賀市学校版環境ＩＳＯ）に基づき、児童生徒と教職員が環境について考え、環境保全活動を実践する取組を学校全体で推進します。

５　幼・保、小、中の連携	小中連携教育の推進	中学校区内の小学校と中学校において、相互の授業参観や授業研究会、児童生徒の交流等を組み込んだ小中連携会議を開催し、生徒指導・学習指導・特別支援教育等の連携を強化します。
６　いじめ、不登校等の対策の充実	不登校対策事業	不登校の問題を抱える学校に対して、適切な指導助言のあり方や、具体的・即時的な指導方法の研究と実践を図ります。 また、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を促すため、学校・家庭・適応指導教室「くすの実」との連携を図るとともに、不登校児童生徒の家庭に「サポート相談員」を派遣することにより、学校への復帰を進めます。
	スクールカウンセラー活用事業	市内全小・中学校に臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、担任の教育相談に応じます。 また、校内研修の機会などを通じて、講話・演習等を依頼し、教師のカウンセリング能力の向上に努めます。
	学校問題解決サポート事業	児童生徒の問題行動や保護者の相談等に対応するため、関係機関との連携を図り、チームで対応する体制を整え、効果的な解決を図ります。
	不登校児童生徒支援事業	不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し、学習支援員による別室での学習・生活支援や、自宅でのＩＣＴ学習支援を行うとともに、家庭を訪問し、悩みや相談を聞いたり、生活空間を広げたりすることにより、児童生徒の学校への復帰を目指します。
	いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の充実	佐賀市いじめ防止基本方針に基づき、①各学校が作成した「学校いじめ防止基本方針」による取組への指導・支援、②警察との連携（学校問題解決サポート事業、スクールサポーターの配置）、③保護者・地域の取組への支援（相談窓口の周知、情報モラルの啓発、学校との連携・協働体制の構築等）、④県教育委員会との連携、⑤重大事態に対する調査や市長への報告、必要があると認めるときの再調査等を行い、いじめの未然防止や早期発見、早期解決を目指します。
７　特別支援教育の充実	特別支援教育推進事業	小・中学校に在籍する個別の支援が必要な児童生徒に対し、学校の実態に応じたよりきめ細かな指導や支援ができるよう、生活指導員を配置します。また、インクルーシブ教育の構築を目指し、特別支援学級における指導・支援の充実のために、特別支援学級支援員を配置します。

	発達障がい児相談室運営事業	「ひまわり相談室」において、発達障がいを理由に学校における支援が困難な児童生徒を対象に、本人及び保護者、学校関係者を交えた相談業務を行うことにより、困り感を軽減し、学校生活への適応を図ります。
８　特色ある学校づくりの推進	キャリア教育推進事業	地元商工団体や産業界等から成るＮＰＯ法人鳳雛塾と共同で、キャリア教育を進めます。小学生が地元商店街等で商売を体験する「キッズマート」、あこがれの職業について聞く「職業人にインタビュー」、中学生がいろいろな職場で活動する「職場体験学習」を核とした授業や活動を実践し、地域社会と連携・協働することにより、職業に関する知識や技能、望ましい職業観や勤労観を身に付け、主体的に生きる態度を育てます。
９　地域とともにある学校づくりの推進	学校の評価制度	学識経験者や学校評議員等による学校関係者評価や学校第三者評価を充実させ、学校の教育活動の的確な評価と改善を図り、より良い学校づくりを行います。
	学校経営方針の明確化と学校運営の改善事業	個性を活かした特色ある開かれた学校づくりを推進するため、各学校では、教育目標を分かりやすく示すとともに、より具体化した教育計画の策定に努めます。教育目標を具現化するために、各学校では、学校運営組織の見直しに取り組み、組織としての機能の充実に努めます。 また、各学校の経営方針や教育活動を保護者や地域の方々に十分に理解していただくために、学校毎にパンフレットを作成し、配布します。
	学校評議員等活用事業	全学校に学校評議員又は学校運営協議会委員を委嘱し、制度を活用して、学校と保護者・地域の融合を図り、学校が行う教育活動の更なる活性化を目指します。
	学校フリー参観デーの開催	市内各小・中学校において、開かれた学校づくりの一環として、授業や給食など教育活動の参観を児童生徒の保護者だけでなく広く市民にも公開し、佐賀市の教育に対する理解促進を図ります。
	学校ホームページの充実	各学校の教育方針や教育活動の様子等を広く市民に公開し、開かれた学校運営を進めるため、ホームページの充実を図ります。
	地域人材活用事業	各学校では、学校の独自性や地域の特色を活かしながら、各教科や総合的な学習の時間、学校行事等において、地域の人材を活用した教育活動に取り組んでおり、教育委員会ではこれらに係る経費等の一部を支援します。

１０　教職員の資質・能力の向上・活性化	教科等研究会研究委託事業	教職員の実践的指導力の向上のため、教科等研究会各部会での研究を推進し、指導方法の改善・充実等に努めます。
	教育研究所運営事業	市が直面している喫緊の教育課題に対する改善策の研究と、教職員を対象とした研修会の開催、校内研修・個人研究支援のため、佐賀市教育研究所に研究所員会を組織します。 また、教職員の研究意欲の高揚及び教育活動の活性化を図るため、個人やグループによる研究及び教材・教具の創作への応募を奨励・支援します。
	支援指導員派遣事業	様々な理由で教育活動に支障をきたしている教諭に対し支援指導員を派遣し、該当教諭への指導・支援と児童生徒の指導の補助にあたることで教育環境を公平に保障し、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばすことを目指します。
	教職員研修の支援	指導主事派遣などにより、各学校の校内研究を充実させるための支援を行います。また、教職員の指導力向上や指導方法の工夫改善につなげるため、教職員を対象とした教育研究所主催の研修会を行い、教職に対する熱意と教育の専門家としての確かな力量を培い、学校の活性化を目指します。
	学校職員安全衛生管理事業	教育委員会に総括安全衛生委員会を設置し、各学校にも衛生委員会もしくは健康管理委員会を設置して、精神科医、学校医等による健康相談や研修会等を行うことにより、教職員の健康の保持・増進やメンタルヘルスの保持に努めます。
	教職員用情報機器整備事業	教師が子どもと触れ合う時間を確保するため、教師に１人１台の校務用パソコンを配置するなど情報化環境を整備、更新します。また、校務支援システムの活用により校務情報の共有化を図り、校務の効率化を進めます。
	学校業務改善推進事業	教師の時間的・精神的ゆとりを生み出すために、多様化・複雑化している学校業務の改善を行います。

施策３	誰もが親しめる市民スポーツの充実	
基本事業	具体的事業	内容
２　競技スポーツの推進	各種大会出場助成	児童生徒が学校教育活動の一環として行われる部活動等で、九州または全国規模の大会に出場する場合に、大会出場に要する経費の一部を助成することにより、保護者の負担軽減と競技力・技術力の向上を図ります。

施策６	家庭・地域・企業等の教育力の向上	
基本事業	具体的事業	内容
１　子どもへのまなざし運動の推進	子どもへのまなざし運動	※社会教育課にて計上
５　地域ぐるみでの教育活動の推進	山村留学助成事業	他地域から児童を受け入れることで、地域全体で子どもたちを見守り、育てていく意識の醸成と地域の活性化を図るとともに、交流による教育的効果も高めます。事業実施主体であるやまばと山村留学実行委員会に対し補助を行います。

（参考）　保育幼稚園課の具体的事業（事務事業）

※平成２９年度から保育幼稚園課への補助執行分を掲載

施策１	就学前からの教育の充実	
基本事業	具体的事業	内容
１　幼児教育の充実	教育施設運営・給付事業	幼稚園（新制度移行分）、認定こども園において教育を行います。
	幼稚園就園奨励費補助事業	幼稚園就園に係る経済的負担を軽減するため、保育料の減免を行う幼稚園に対し、補助を行います。
	幼保の食育指導の充実事業	健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、教育・保育等施設での食育指導に取り組みます。 管理栄養士を課内に配置し、教育・保育等施設への食育指導、また、食育指導計画作成の助言を行います。
５　幼・保、小、中の連携	幼保小の接続期の教育推進事業	教育・保育施設と小学校の相互理解を図るために、全小学校区での連携会議を行い、年間計画に基づいた、子ども同士の交流や教師と保育者の交流を推進・充実させていきます。具体的には「わくわく学校訪問」「園訪問」での相互参観及び意見交換会、保育体験や合同研修会の実施、実践事例集の作成等を行います。 また、教育・保育施設から小学校への接続期の教育１０年の歩みをもとに新たに作成した「えがおわくわく第７版」プログラムを実施するとともに、その検証を行います。プログラムの周知については小１担任及び年長児担任の研修会を行っていきます。子どもと保護者の小学校入学に対する不安を解消し、「育ちと学び」の連続性を活かした接続期教育の質の向上を図っていきます。 ＜幼保小の「育ちと学び」の連続性について＞ (1)「えがお」について 教育・保育施設の５歳児における１２月から３月にかけてのプログラムです。「えがお」をもとに、子どもたちの育ちの状況を確認しながら、協同的な遊びを通して「学びの芽」をはぐくんでいきます。その際、幼稚園教育要領・保育所保育指針の５領域

		を意識しバランスよく育てていくことで、小学校への就学の準備ができ、なめらかな接続ができるようになると考えます。 ⑵「わくわく」について 教育・保育施設の５歳児における「えがお」の実践を受け、入学から５月末までの２ヶ月間程度、小学校で行うプログラムです。子どもが、体験や活動を通して意欲的に学習できるように、内容と指導方法の検討を行い、身に付けさせたい学習習慣、生活習慣を織り込んだり、ユニバーサルデザインの視点等も加えたりした授業を展開します。また、「特別活動」の領域も加え、さらに主体性や人間関係力の向上を目指しています。
	幼小一貫教育の研究	９年間の見通しをもった保育・教育を進めるために、本庄小学校と本庄幼稚園で、相互の保育・授業参観や研究会開催、園児児童の交流等を行います。幼小の育ちや学びの連続性を活かした幼児教育と小学校教育のあり方を研究します。
７　特別支援教育の充実	幼保における特別支援体制の充実	特別な支援を必要とする乳幼児の保育者に対し、特別支援教育相談員による、乳幼児一人一人に応じた特別支援教育（保育）のあり方などを助言します。また、希望する教育・保育施設等に対し保育者の力量を高める特別支援教育の園内研修を行います。 特別支援教育相談員が保護者からの就学に関する相談を受け、保護者の不安を軽減し、より良い就学につなげるとともに、特別支援教育コーディネーター研修会を行い、保育者のスキルアップを行います。
	私立幼稚園特別支援教育奨励費補助事業	障がい児の受け入れを実施している市内の私立幼稚園・認定こども園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園への就園の促進に努めます。

６　学事課の具体的事業（事務事業）

施策１	就学前からの教育の充実	
基本事業	具体的事業	内容
２　学力の向上と学習指導の充実	小・中学校教材整備事業	授業で活用する消耗品類及び教材備品、印刷機、複写機、特別教室備品、楽器等の備品類を整備します。
４　健やかな体の育成	児童生徒・教職員の各種健康診断等の実施	心身ともに健康な児童生徒を育成するため、健康診断を適正に実施し、事後措置を徹底するとともに、学校・家庭・学校医・学校保健関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会等）が連携を図りながら、学校教育活動全体で健康に関する教育に取り組んでいます。
	学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置	児童生徒の健康保持増進を図るため、全小・中学校に学校医（内科・耳鼻科・眼科）・学校歯科医・学校薬剤師を配置しています。
	フッ化物洗口むし歯予防事業	全小学校においてフッ化物洗口を行い、歯質を強化してむし歯の予防を行います。この事業を通して、児童が自分の口腔内の状態に関心を持つとともに、むし歯になりやすい小学生の時期にむし歯になりにくい状態を保たせることにより、将来にわたって健康な歯を保つことができる子どもを育てます。
８　特色ある学校づくりの推進	小・中学校マネジメント支援事業	児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように、学校の独自性を高めるための教育活動に関する経費を支援します。これにより、小中連携や学校の強みの強化又は弱みの補強、全国学力・学習状況調査等の結果をもとにした学力向上、地域との連携強化、学校の経営方針に基づく学校の特色化を図ります。
９　地域とともにある学校づくりの推進	小・中学校運営経費	各学校の自主・自律性を確立するため、校長の裁量による予算編成（フレーム予算）を行い、より良い学校づくりに活かしています。
10　教職員の資質・能力の向上・活性化	学校事務改善事業	教師の事務負担軽減や学校経営管理時間を創出し、教育の質の充実を図るため、市内１０ブロックに学校運営支援室を設置しています。今後も、学校経営への参画や管理を円滑に行います。
11　公平な教育機会の確保	就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者へ、学用品費や給食費等の一部を援助します。
	特別支援教育就学奨励費事業	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、修学旅行費、

		給食費等の一部を補助します。
	通学区域制度の弾力化推進事業	小学校への転入学に際しては、通学区域の弾力化を図るため、学校選択制を実施しています。具体的には、新入学時や転居の際などに、希望すれば住所地の学校（指定校）に隣接している学校に入学できる隣接校選択制と、市内のどこからでも入学できる特認校制を実施しています。
	通学費補助事業	山間部（大和町、富士町、三瀬村）に居住し、町村内の学校に遠距離通学をする児童生徒の円滑な就学を促すため、通学費（路線バス定期代等）を補助します。
12　安全な学校給食の提供と食育の充実	学校給食における安全衛生の充実	安全・安心な給食提供を行うため、佐賀市学校給食衛生管理基準に基づき、給食調理等を行っています。この基準を遵守するため、全給食調理員、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした講習会、また、ノロウィルス等の流行時期の前には学校長、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした講習会を実施しています。 また、給食で使用する食材の安全性を確保するため、関係業者には佐賀市学校給食納品規格書に基づく食材の納品を求めています。
	学校給食運営事業	市内の２９調理場の運営、維持管理を行っています。学校給食で使用する食器は、子どもたちが家庭と同じ環境で給食を喫食することができるよう、磁器食器を採用しています。また、給食調理員に対して、毎年調理技術講習会を実施しています。
	学校給食施設整備事業	安全な学校給食を提供するため、国が定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食実施に必要な施設・設備について、全体の整備計画を立て、順次衛生面での改善を図っていきます。
	学校給食の一部民間委託推進事業	調理員の適正配置と学校給食の運営体制の効率化を図るため、学校給食の一部（調理業務と洗浄に係る業務）民間委託を実施しています。
	食に関する教育指導の充実	給食の時間だけでなく、特別活動の学級活動や学校行事をはじめ、各教科、道徳、総合的な学習の時間等で、食に関する教育を積極的に行っています。 食育指導の手引を活用するとともに嘱託栄養職員の配置を進め、食に関する教育の充実を図っています。また、児童の健康状態や栄養摂取量を把握するため、食事状況調査を定期的に実施しています。
	学校給食食材の地場産品導入による食農教育の推進	学校給食に地場産品を導入することで、児童生徒が給食を通して、特有の風土の中で培われた食文化や、農業をはじめとする地域の産業への理解を深め、

		生産者への感謝の心を育てることにつなげます。また、食の安全や環境保全の大切さが子どもたちの中で育つことが期待されます。
13　安全・安心な学校づくりの推進	児童生徒の学校安全の推進	児童生徒の学校生活等における安全を図るため、各学校の組織を確立し、学校安全担当者研修会等により安全教育及び安全管理の充実を図ります。また、関係機関と合同で通学路危険箇所の調査を行い、その安全対策を検討し整備を行います。
	学校情報携帯メール配信事業	通学途中の児童生徒の犯罪被害や災害被害に関する緊急情報を保護者や学校関係者に発信し、情報を共有することによって防犯や災害に関する家庭・学校・地域の連携強化を図り、児童生徒の安全確保に役立てます。
	学校災害共済・賠償補償保険給付事業	児童生徒及び本庄幼稚園の園児を対象に、共済給付事業の災害給付及び保険給付を行うことにより、傷病等を被った児童生徒等の保護者または第三者を救済します。

施策３	誰もが親しめる市民スポーツの充実	
基本事業	具体的事業	内容
１　生涯スポーツの推進	各種体育行事の実施	適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ります。 また、楽しく明るい生活を営む態度を育てる学校体育の補助として、体力テスト等に基づく体力・運動能力の実態把握や中学生の各種競技大会を実施します。
２　競技スポーツの推進	市中学校体育連盟の運営に係る補助等	市中学校体育連盟の運営に要する経費や開催する大会の経費等について、補助金を支出することにより、中体連の活動を活性化させ、中学校における体育・スポーツの振興を図るとともに、中学生の体位・学力の向上及び心身の健全育成を図ります。
	学校体育外部指導者派遣事業	中学校の運動部活動の指導に関し、実技に堪能な外部指導者を招くことにより、スポーツ技術の向上を図るだけでなく、運動部活動と地域社会との連携を促進し、生徒の心身の健全育成と同時に社会性を養います。

7　社会教育課の具体的事業（事務事業）

施策２	自ら学ぶ生涯学習の推進	
基本事業	具体的事業	内容
１　社会教育施設の整備と活用	公民館等の整備事業	第二次佐賀市立公民館等施設整備計画に基づき、社会教育や地域活動の拠点である公民館等を計画的に整備します。
	星空学習館管理運営事業	星空学習館の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、天体観測ドームを活用し、市民が天体や科学に親しむ場を提供します。
	金立教育キャンプ場管理運営事業	金立教育キャンプ場の円滑かつ効率的な運営を図ります。
	佐野常民記念館管理運営事業	佐野常民記念館の円滑かつ効率的な運営及び保管資料の活用を図るとともに、様々な生涯学習の機会を提供します。
	自治公民館建設補助事業	自治公民館の建設等に対して補助金を交付することにより、地域社会における社会教育の振興を図ります。
２　公民館等の役割・機能の向上	社会教育委員関係事業	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員を委嘱し、社会教育に関する意見を求める会議を開催します。

施策６	家庭・地域・企業等の教育力の向上	
基本事業	具体的事業	内容
１　子どもへのまなざし運動の推進	子どもへのまなざし運動	子どもへのまなざし運動を、家庭・地域・企業等・学校等が一体となって取り組めるよう、広く市民へ周知・啓発を図るとともに、それぞれの場における具体的な取組を推進し、市民総参加の運動として展開していきます。 (1)運動の周知・啓発 子どもへのまなざし運動について、様々な機会や媒体を活用した全市的な広報活動を行い、市民の運動への認知度を高めるとともに、子どもの育成に対する大人の関心及び意識の向上を図ります。また、子どもの「市民性」をはぐくむ意識を醸成していきます。 (2)具体的な取組の推進

		子どもを育む４つの場（家庭・地域・企業等・学校等）それぞれにおける具体的な取組を推進するとともに、相互の、または全体としての連携を図り、一体感を持った運動の展開を図ります。 また、様々な活動の中に子どもの「出番」、「役割」、「承認」を創出し、「市民性」をはぐくんでいきます。
２　子ども・若者への支援、問題行動対策の強化	子ども・若者育成支援事業	佐賀市に居住するニート、ひきこもり、不登校等の悩みを抱える子ども・若者（４０歳未満）やその家族からの相談に対応するとともに、訪問支援、講座・教室等の開催の支援を行います。また、対象者が適切な支援を受けることができるよう、佐賀県ｓ警察少年サポートセンター等の関係支援機関と連携を図っていきます。
	非行防止対策事業 ※Ｈ２８年度 少年巡回指導事業	専任補導員を配置し、市街地の少年が多く集まる場所や大型店舗を中心とした街頭巡回指導を毎日実施するとともに、市内全域に配置する少年育成委員による校区地区ごとの街頭巡回指導を実施し、問題行動の早期発見・早期指導を行い、非行・犯罪を未然に防止します。 また、より良い指導を行うために、関係機関との連携、青少年に影響を及ぼす有害環境の浄化改善を図るための地域環境点検活動や少年育成委員研修を実施します。
	子ども相談事業	いじめ、不登校、友人関係などの問題や心や体の悩みなどを抱える子ども・若者の悩みに対して専任補導員が電話相談、メール相談、面談相談などにより適切な指導・助言を行います。
３　子ども・若者育成事業の推進	青少年センター管理運営事業	青少年の自主的な学習やスポーツ・レクリエーションの活動を支援し、青少年の居場所づくりを推進します。（Ｈ２８年１０月青少年センター移転）
	博愛精神育成事業	佐野常民顕彰会が実施主体となって行う日本赤十字社本社の見学や活動体験などを通じ、学校や地域のリーダーとして活動する青少年の健全育成に資する事業を支援します。
	成人式開催事業	大人としての自覚を持ち、地域社会や国際社会に羽ばたき、社会人として自立する新成人の門出を祝福し、激励するために開催します。
	青少年向け講座開催事業	次代を担う児童生徒が、スポーツ等の体験活動を通して他者への思いやりや優しさ、また協調性を学び、心身ともに健全な青少年として成長することを目的として卓球教室や理科実験教室などの講座を開催します。 また、保護者へも参加を促し、親子が触れ合う機

		会を提供します。
	子どもふれあい体験キャンプ開催事業	小学４年生から６年生を対象に、友だち１００人できるかなキャンプと銘打って自然体験や野外体験を行い、さらには共同生活を送ることで、協調性や他者を思いやる心をはぐくむことを目的に開催します。
	久米島町中学生交流事業	沖縄県久米島町と佐賀市の中学生が交流し、異なる双方の歴史や文化、環境に触れることにより、郷土への理解を深めます。 また、佐賀市出身で沖縄の近代化に大きな業績を残した第１１代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ中学生を増やします。
４　家庭教育への支援の充実	家庭教育講座開催事業	保護者の大半が参加する小・中学校の新入学説明会及び幼稚園・保育園（所）の保護者会や小・中学校のＰＴＡの会合などへ講師を派遣し家庭教育講座を開催することにより、自らが家庭教育について考えるきっかけとするとともに、個々の家庭教育力の向上を図ります。
５　地域ぐるみでの教育活動の推進	放課後子ども教室推進事業	週末や放課後に、地域の大人たちが参画して、公民館や学校の空き教室等を活用し、地域の子どもたちが、安全で安心して遊び・学べる居場所づくりを行う地域団体を支援します。
	社会教育助成補助事業	社会教育の振興を図るため、各種社会教育関係団体が実施する事業に対して補助を行い、その活動を支援します。
	学校地域連携支援事業	学校と地域との連携を推進するために、学校に地域教育コーディネーターを配置しています。児童生徒に地域行事へのボランティアとしての参加を促したり、地域住民を学校（学習）にゲストティーチャーとして招くなど、地域に根付いた教育活動を推進する体制づくりを行い、学校（児童生徒）と地域が連携して行う活動を支援します。

参考：協働推進課の具体的事業（事務事業）

※平成２６年度から協働推進課への補助執行分を掲載

施策２	自ら学ぶ生涯学習の推進	
基本事業	具体的事業	内容
１　社会教育施設の整備と活用	公民館等管理運営事業	３１公民館、富士南部及び富士北部コミュニティセンターの円滑かつ効率的な運営を図り、様々な生涯学習の機会を提供します。
２　公民館等の役割・機能の向上	地域課題解決推進事業	公民館講座で地域課題を解決するための知識や手法等について学ぶ機会を通して、コミュニティ形成の気運を高め、コミュニティ活動の活性化を支援します。
	さが学推進事業	公民館における将来にわたって広く活用できる地元に密着した学習教材、資料作りを誘発・支援することにより、地域でのふるさと学習を推進します。
	地域人材バンクの活用・整備	地域人材バンクを整備し、公民館事業や市民活動での活用を推進します。
	公民館事業の評価制度	公民館の事業状況の自己評価に対し、ヒアリング等を行い、充実･向上のための指導、助言をすることにより、公民館の運営や事業の改善を図ります。
	公民館職員の研修事業	公民館の職員の研修を実施し、社会教育活動実践者としての意識向上及び学習事業や活動コーディネートのための技術向上を図ります。
	公民館の指針を活用した公民館事業の充実	公民館が果たすべき４つの役割・機能を高めるためのガイドラインである公民館の指針を活用し、公民館の運営及び事業の評価を行いながら各種公民館事業の充実を図ります。

施策６	家庭・地域・企業等の教育力の向上	
基本事業	具体的事業	内容
１　子どもへのまなざし運動の推進	子どもへのまなざし運動	※社会教育課にて計上
５　地域ぐるみでの教育活動の推進	地域元気アップ事業	地域内の各種団体間の連携、情報を共有化するための組織・会議等の設置及び協働する取組に対し支援し、地域での一体的な子どものはぐくみを推進します。
	生活体験型通学合宿の実施	異年齢の子どもたちが、公民館で寝食を共にし、食事の準備や後片付けなどの生活体験をしながら学校に通います。 この事業では、子どもたちには自立心や協調性を身に付けることを、また、地域住民の方々には地域の子どもは地域で育てるという気運の醸成を目指します。

8　文化振興課の具体的事業（事務事業）

施策４	未来につなげる文化の振興	
基本事業	具体的事業	内容
１　歴史遺産等の保存・継承と整備・活用	文化財保護審議会開催事業	文化財の保護や活用に関する重要な事項について、佐賀市文化財保護審議会に諮って調査審議を行います。
	指定文化財等保存管理事業	指定文化財の所有者・管理者と協力しながら、保存修理等が必要な場合には、佐賀市文化財保護条例に基づき、適切な保存を行います。 また、無形民俗文化財の保存団体等が行う継承事業に対して補助金を交付し、保存継承活動を支援します。
	市内遺跡公開活用事業	東名(ひがしみょう)遺跡の重要性を市民に広く知らせるために講演会や小学校での出前授業、貝輪や編みカゴを作る体験学習等を行います。 また、肥前国庁に関連した講座やパンフレットの作成などを行います。
	玉林寺無著妙融像保存修復事業	佐賀県重要文化財無著妙融像の文化財としての価値を維持するために、専門家による保存修理を行います。
	肥前国庁跡維持管理事業	奈良時代から平安時代初期にかけて建設された古代肥前国の役所跡や復元された南門を適切に維持管理し、企画展や南門をライトアップした芸能祭を開催し、市民への文化財の公開・活用を図ります。
	地域文化財等保存・継承事業	地域に受け継がれた歴史的・文化的資源を保存・継承する活動に対して支援を行い、地域資源の保存・継承を図ります。
	市内遺跡確認調査事業	市内で実施される開発行為に先立ち、埋蔵文化財の確認調査を実施し、遺跡の有無・性格・範囲等を明らかにして、遺跡の保存と開発との調整を図ります。
	遺物保存処理事業	東名遺跡から出土した編みカゴや木製品などの重要な遺物について、半永久的な保存と通常の状態での保管展示を図るために保存処理を行います。
	東名遺跡保存管理事業	東名遺跡の重要性をより明確にするため、詳細な整理調査を実施します。 また、継続的なモニタリング調査の実施及び保存活用計画等を作成することで、遺跡の適切な保存・活用・整備を図ります。

１　歴史遺産等の保存・継と整備・活用	三重津海軍所跡調査事業	世界遺産に登録された三重津（みえつ）海軍所跡の発掘・文献調査を行い、遺跡の更なる解明を進めるとともに今後の史跡整備に活かしていきます。
	久保泉工業団地発掘調査報告書作成事業	久保泉工業団地造成に伴い実施した発掘調査の整理・報告書作成作業を行います。
	佐賀城東堀発掘調査事業	県が実施する佐賀城公園整備事業に伴う東堀の発掘調査報告書作成を行います。
	佐賀城文献調査	佐賀城天守閣検証事業に伴い収集した史料の整理及び調査を行います。
	ほ場整備発掘調査事業	工事に伴う発掘調査及び発掘調査報告書作成を行います。
	埋蔵文化財発掘調査報告書作成事業	佐賀南警察署建設及び学校給食室増築に伴う発掘調査の報告書作成を行います。
	緊急発掘等調査事業	緊急的に発生した民間開発事業（５００㎡程度）に対応するため、発掘調査及び報告書の作成を行います。
２　市民文化活動の創造	自主文化事業費補助事業	市民に優れた文化芸術をより低料金で鑑賞・体験できる機会を提供するとともに、アウトリーチ等により次代を担う子どもたちの感性をはぐくむことを目的として行う（公財）佐賀市文化振興財団の自主文化事業に対して補助金を交付します。
	文化連盟補助事業	佐賀市文化連盟（旧市町村ごとに８支部）では、合同文化祭や文化講演会、各支部でも文化祭などを行い、本市の文化振興や発展のために活動をしています。 この文化連盟に対して補助を行うことで活動を支援します。
	かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー運営事業	川副支所庁舎３階の空き部屋を活用し、川副町出身画家の作品の常設展示及び企画展を開催します。また、市民の芸術作品を展示することで発表の場を提供します。
	文化振興基本計画推進懇話会開催事業	文化関係団体の代表や有識者、市民などで構成する文化振興基本計画推進懇話会を開催し、計画の進捗状況の点検や方向性のチェックを行います。
	佐賀市民芸術祭開催事業	日頃文化芸術に親しむ機会の少ない市民に気軽に芸術を楽しんでもらうとともに、国内外で活躍する佐賀ゆかりのアーティストを広く紹介することを目的として佐賀市民芸術祭を開催します。 また、文化芸術関連のイベントを開催する市内の団体と協力して相互にイベントの情報発信を行います。

３　文化施設の運営・整備	文化会館管理運営委託事業	本市における文化活動の拠点施設である文化会館は、文化芸術活動を中心として、コンベンション利用など幅広い用途に対応できる場として提供します。
	文化会館・東与賀文化ホール施設改修事業	文化会館は、設置後２８年、東与賀文化ホールは２１年を経過しており、改修や設備の更新が必要な箇所が増加しています。利用者が安全で快適に利用できるよう計画的に整備を進めます。
	山口亮一旧宅維持管理事業	佐賀美術協会を創設し、佐賀の美術の発展に貢献した洋画家山口亮一氏の旧宅です。 平成１７年度にＮＰＯを中心とした市民の力によりよみがえり、平成１８年度に「２２世紀に残す佐賀県遺産」に認定されました。 旧宅を適切に維持管理し、山口亮一画伯の顕彰及び地域の様々な文化活動の場として活用していきます。
	東与賀文化ホール管理運営事業	地域住民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として設置された施設です。市民の文化活動のよりどころとして、多様で自主的な芸術文化活動を推進する場として提供します。

９　図書館の具体的事業（事務事業）

施策２	自ら学ぶ生涯学習の推進	
基本事業	具体的事業	内容
３　図書館利用の推進	図書館運営事業	佐賀市立図書館本館を拠点に、６つの分館、６つの分室を設置し、遠隔地には自動車図書館を運行することで、市内全域の図書館サービスを展開します。 また、地域の情報拠点、生涯学習の拠点、市民の交流の場としての機能をさらに充実させ、市民の教養、文化の向上を図るため、利用者ニーズにあった多様な資料収集に努めます。
	図書館施設整備事業	図書館の施設整備計画を策定し、老朽化した施設（本館・分館）の施設整備、改修を計画的に実施します。
	図書館資料整備事業	あらゆる人々の多様なニーズに応えていくため、図書資料、視聴覚資料、郷土・行政資料など、幅広く奥行きのある蔵書の収集、整理、保存に努め、図書館サービスの充実を図ります。
	読書活動支援事業	図書館や学校等でのボランティア活動を支援するために施設等の提供を行い、読み語りや対面朗読のボランティア養成講座を実施します。 また、課題解決型読書支援として、図書館の使い方講座、調べもの講座など、各種支援講座を実施します。
	情報発信事業	展示ギャラリー等での地域情報の発信のほか、市報さが、図書館だより、市立図書館ホームページ、マスコミ等を活用した様々な情報発信を行います。
	分館・分室運営事業	公民館等内に設置された分館（大和館、諸富館、東与賀館、富士館、三瀬館、川副館）では、地域の利用者ニーズに応じた特色ある図書館運営を行いながら、地域の学校やボランティアとの連携を図ることで利用促進に努めます。 また、市街周辺部（開成、金立、鍋島、高木瀬、本庄、巨勢）の公民館内に設置した分室においても定期的にイベントを実施し、地域住民や高齢者等の図書館の利用推進を図ります。

	自動車図書館運営事業	交通が不便な山間部や遠隔地で運行している自動車図書館は、随時、サービスステーションを見直しながら、すべての市民が身近に利用できるように図書館サービスに努めます。
	図書館ネットワークの充実	利用者が貸出・返却場所を自由に選べるように本館、分館、分室、自動車図書館での資料の流通を図ります。 また、相互貸借制度を利用し、市立図書館に所蔵していない図書資料を他の公共図書館から借り受けて利用者に提供します。 そのほか、市内小・中学校との資源共有を進め、資源の効率的な活用を図るとともに、学校図書館への支援を通して児童生徒の学習、読書活動を支援します。
	図書館サービスの充実	利用者のニーズに応じた資料の貸出・返却、ＡＶ(視聴覚資料)館内視聴サービス、視覚障がい者のための対面朗読などのハンディキャップサービス、子どもに本との出会いを提供する児童サービス、青少年の読書活動を推進するヤングアダルトサービス、資料等に関する相談に応じるレファレンスサービスを行います。 また、図書館資料の検索や貸出中の資料を予約できるサービスなど、インターネットを利用したＷｅｂサービスの充実を図ります。
	図書館資料リユース（再使用）の推進	市立図書館で除籍した図書資料を学校図書館、公共施設、ボランティア団体、市民に再使用してもらい、資源のリユースを推進します。

１０　スポーツ振興課の具体的事業（事務事業）

施策３	誰もが親しめる市民スポーツの充実	
基本事業	具体的事業	内容
１　生涯スポーツの推進	ライフステージに応じたスポーツの推進	市民が運動やスポーツに取り組むきっかけづくりとして、年齢や性別、体力、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの教室（普及活動）を定期的に開催します。また、市民の継続的なスポーツ活動の実践を図るため、ウォーキング、ジョギング、ストレッチ運動などの市民の嗜好にあったスポーツ・運動の初心者向け教室を開催します。 地域におけるスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブのみならずスポーツ推進委員や校区体協、まちづくり協議会と連携していきます。 誰もが気軽に楽しめるスポーツとして県が推進するスポーツのユニバーサルデザイン化に取り組むため、関係機関との連携・協働を図ります。
	さが桜マラソンによる市民のスポーツ参画の推進	さが桜マラソンに市内外からの多くの方が、する（ランナー）、みる（応援）、ささえる（ボランティア）活動に参加しており、それぞれの参加スタイルで今後さらに多くの市民が大会に関われるよう、教室やイベント開催等の支援に取り組みます。
	子どものスポーツを取り巻く環境の整備（スポーツを通した青少年の健全育成）	生涯を通じてスポーツと関わる習慣を身に付ける重要な準備期であることを念頭に、ジュニア期に求められるスポーツのあり方や適正な指導方法を指導者、保護者等に啓発します。 また、地域社会で複数の種目を体験しながら、スポーツの楽しさを教えるスポーツ少年団の活動を紹介し、子どもがスポーツに関わる場の情報提供に努めます。 さらに、放課後児童クラブ、地域の子ども教室等の場に、スポーツ体験プログラムの導入を推進するために指導者を派遣し、これらの取組をサポートする人材育成と体制づくりを支援します。
	障害者スポーツの推進	市主催の運動やスポーツに関係する事業に障害者スポーツ種目を段階的に導入し、種目数が増加するよう努めます。 また、参加を促進する方法として、障がいのある人たちが実施可能な運動やスポーツの存在を知り、体験するきっかけの場としてのイベントや教室等を積極的に開催します。

		これらの取組を円滑に進めるため、関係団体、大学、企業等との連携・協働体制を構築し、障害者スポーツ普及・推進のための組織環境を整えます。 スポーツ推進委員やその他指導・支援を担う者に対して、障害者スポーツ指導者資格や専門の競技種目の知識が得られる研修会や講習会を開催する等、専門領域の拡大を図る機会を提供します。
	スポーツの場を支える人材の養成・支援	スポーツボランティア登録の推進を行うとともに、大学、企業、ＮＰＯ等と連携してスポーツボランティアに求められる知識・技能を習得できる研修会等を開催することにより、スポーツ活動の場において質の高いサポートができる人材を育成し、「する」スポーツと「ささえる」スポーツの良好な関係づくりを支援します。
	スポーツ情報の充実	市主催のスポーツ事業（大会やイベント、教室や講習会等）や、市内で催されるスポーツ事業の情報を、市報による情報発信を継続強化するとともに、ホームページやＳＮＳ等の内容充実・強化とウェブ配信（映像配信等）の定期化を図ります。 また、引き続き、テレビやラジオ等に働きかけ、幅広くインパクトのある情報を発信します。
２　競技スポーツの推進	スポーツ指導者等の資質向上	子どものスポーツに関わる指導者や保護者を対象に、ジュニア期におけるスポーツのあり方やスポーツ栄養学、スポーツ障害、メンタルトレーニング等の知識が得られる内容とともに、勝敗だけにこだわらずスポーツの楽しさを伝え教えることを意識づけるための研修会を開催します。 また、平成 27 年度に「佐賀市少年スポーツのあり方検討委員会」から出された「これからの少年スポーツのあり方」についての提言を受け、「少年スポーツのあり方についての取組方針」を定めました。 この取組方針に従い、成長期にある子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通して心身の健全な育成を図るため、以下の４つの項目について、社会体育関係団体等や学校と連携を図りながら取組みを進めていきます。 １　少年スポーツクラブの指導者と保護者のあり方 ２　指導者・保護者に対する実効性のある意識啓発 ３　小学生にとって適正といえる運動量を守る ４　少年スポーツに関する相談窓口の設置

	競技力向上のための連携と支援	（公財）佐賀市体育協会への支援を強化し、競技スポーツの推進による地域活性化を図ります。 県や関係団体と連携して、ジュニア期における発掘、育成、強化、支援までの一貫したサポート体制の整備に努め、トップレベルで活躍するアスリートを育てます。
	各種競技大会の開催支援	多くの市民が参加する競技大会はもちろんのこと、トップレベルの大会に対し、運営に要する経費の支援やボランティア組織との連携による支援体制づくりに努め、円滑な大会運営を支援していきます。特に、障害者スポーツに対する支援に努めます。 東京オリンピック・パラリンピックや、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会で活躍する選手・チームを県や関係団体と連携して支援します。
	スポーツ好循環の創出	全国レベルの団体を招いて、トップレベルの技術を間近で観戦し、選手・指導者向けの実技指導、講演会等の交流事業を行い、市民のスポーツへの関心を高めます。 東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプをはじめ、国内外からのスポーツキャンプ、スポーツ合宿を積極的に誘致し、それによるスポーツツーリズムやスポーツによる地域活性化を図ります。
３　スポーツ施設の整備と活用	スポーツ施設の整備・充実	老朽化等、各施設の現状を十分に把握し、計画的な改修等を行うとともに、施設利用者の声を集約し、トレーニング機器やその他の用具・備品の導入充実に努めます。また、更衣室やシャワールーム、運動後の休憩の場も含めたスポーツ後の快適空間づくりの整備も検討します。 さらに、年齢や性別の違い、障がいの有無を問わず利用できる、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
	スポーツ施設の管理・運営	指定管理者と連携して、施設としての積極的な主催事業の展開に取り組み、利用者の掘り起こしにつなげます。また、指定管理者による管理・運営の更なる拡充を図り、利用者の視点に立ったサービスの提供や利便性の向上を目指します。
	学校体育施設の有効活用	各学校体育施設の利用状況を十分把握し、学校体育施設開放運営委員会と連携して、地域スポーツの推進を図ります。また、新たな利用者の掘り起こしができるような利用方法の見直しを検討するとともに、市全体で利用調整が図られる方法も検討します。 老朽化した設備・備品等について、機能更新を計

		画的に実施していきます。また、市民ニーズの高い備品等についての導入を図ります。
	施設の情報提供の充実	一人でも多くの市民に活用してもらうよう、予約システムの周知拡大に努めます。また、インターネット等を活用した魅力ある情報発信を充実し、市民の施設利用を促進します。